

関西広域連合（仮称）調査特別委員会

最終報告書

（平成21年5月～平成22年12月）

大阪府議会関西広域連合（仮称）調査特別委員会

は じ め に

関西から分権改革の大きなうねりを起こすために設立された関西広域機構の分権改革推進本部は、平成19年10月に第1回本部会議を開催し、「早急に、実現可能な広域連合案の合意を目指して、処理する事務、財源・組織体制等について検討を進める」ことで合意し、6回の会議を重ねてきました。

このような中で、大阪府議会としては、関西広域連合（仮称）のあり方について府民の視点から総合的に調査検討し提言を行うため、平成21年5月に関西広域連合（仮称）調査特別委員会を設置しました。

本委員会では、(1)広域連合設立の課題について、(2)広域連合設立案の検討について、(3)広域連合が目指すべき姿についての3つの調査検討項目を設定し、2か年にわたって執行部からの説明を受けるとともに、市長会・町村長会会長や学識経験者を招聘して意見を聴取するなど、専門的な見地から調査検討を重ねてまいりました。

本年8月、第6回分権改革推進本部会議において、最終の設立案が取りまとめられました。大阪府においても、本年9月定例会において関西広域連合の設置に関する関連議案が提案され、審議の結果、10月27日に関連議案を賛成多数で可決しました。関西広域連合参加予定の各府県議会でも議決を得たことから、11月1日に総務省に設置許可申請を行い、12月1日に設置許可を得て、関西広域連合が正式に発足しました。

本委員会は、上記9月定例会での審議の参考となるよう9月に中間報告書を取りまとめましたが、この度の正式発足を受け、将来国の地方支分部局が実施している事務事業の受け皿となるなど、関西広域連合が真に広域行政を担う責任主体となり、関西における広域行政の発展に資するよう、提言等を加え、改めて最終の報告書を取りまとめるものです。

平成22年12月

大阪府議会

関西広域連合（仮称）調査特別委員会

委員長 井上 章

目 次

1	運 営 方 針	1
2	審 議 経 過	2
3	審 議 概 要	3
	第1回 平成21年 6月22日(月)	3
	第2回 平成21年 7月13日(月)	7
	第3回 平成21年 8月 6日(木)	15
	別添資料	19
	第4回 平成21年11月10日(火)	39
	第5回 平成22年 2月24日(水)	42
	第6回 平成22年 4月26日(月)	45
	第7回 平成22年 6月16日(水)	50
	第8回 平成22年12月13日(月)	67
4	主 な 提 言 ・ 提 案 の 取 り ま と め	68
5	委 員 会 設 置 要 綱	70
5	委 員 名 簿	71

1 運 営 方 針

1 委員会の役割

中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するためには、各地域において積極的に行動を起こし、提案を行う必要がある。

関西では、関西広域機構(略称KU)分権改革推進本部会議において、国からの権限移譲の受け皿となりうる広域自治組織として、府県の枠を超えた行政課題に取り組む関西広域連合(仮称)の設立について検討が行われている。

折しも、平成21年3月の同本部会議では、その設立時期として、平成21年中を目指すとの申し合わせがなされたところである。

今後、各府県においては、関西広域連合(仮称)が処理する事務や組織体制等について具体的な検討を行うとともに、将来、国に対して求める権限移譲の内容や財源についても議論することが求められている。

そのため、大阪府議会においても、関西広域連合(仮称)のあり方について、府民の視点から総合的に調査検討し提言を行うものである。

2 主な調査検討項目

設置要綱に掲げられた目的を踏まえ、効率的・効果的な運営を図るため、概ね次の3つの調査検討項目を設定し、それぞれ専門的な見地から調査検討を行うものとする。

- (1) 広域連合設立の課題について
- (2) 広域連合設立案の検討について
- (3) 広域連合が目指すべき姿について

3 運営方法

- (1) 委員会を効率的に運営するため、代表者会議を設置し、状況に応じた調査項目の検討並びに関係部局の設定など機動的に協議を行うものとする。
- (2) 具体的な調査項目について集中的に審議することとする。
- (3) 調査検討項目に関し、
 - ① 理事者及び関係者(KU等)からの説明聴取及び質疑
 - ② 委員相互の意見交換、委員会の提言・提案の検討
 - ③ 有識者(学識経験者等)からの意見聴取及び意見交換などを通じ、審議を行うものとする。
- (4) 他府県議会との意見交換等については、審議の過程で必要が生じた場合に行うこととする。
- (5) 委員会活動の成果を報告書としてとりまとめる。

2 審 議 経 過

第1回 平成21年6月22日（月）

委員会の運営方針等について

理事者からの説明聴取

「関西広域連合(仮称)設立に向けた現状について」（政策企画部）

第2回 平成21年7月13日（月）

大阪府町村長会会長・市長会会長からの意見聴取及び意見交換

町村長会会長 中 和博 氏（能勢町長）

市長会会長 倉田 薫 氏（池田市長）

資料要求について

第3回 平成21年8月7日（金）

理事者からの説明聴取

「当委員会の論点整理に対する回答資料について」（政策企画部）

第4回 平成21年11月10日（火）

理事者からの説明聴取

「関西広域連合（仮称）に関する8月以降の動き及び他府県の状況について」

（政策企画部）

第5回 平成22年2月24日（水）

理事者からの説明聴取

「関西広域連合（仮称）設立（案）等について」（政策企画部）

第6回 平成22年4月26日（月）

有識者からの意見聴取及び意見交換

「広域行政の課題と関西広域連合」

（講師）市川 喜崇 氏（同志社大学法学部 教授）

第7回 平成22年6月16日（水）

理事者に対する質疑

（政策企画部、健康医療部）

第8回 平成22年12月13日（月）

委員会報告書について

3 審 議 概 要

第 1 回 平成 2 1 年 6 月 2 2 日 (月)

橋下知事からの関西広域連合にかける思いについてのあいさつの後、委員会の基本的な運営方針及び今後のスケジュールについて審議した。

また、関西広域連合（仮称）設立に向けた現状について、府理事者からの説明聴取及び説明に関する質疑を行った。

概要は次のとおりである。

知事あいさつ

関西広域連合については、行政的な視点からみれば、本当に必要なのか、屋上屋になってるんじゃないかとの議論がある。そんな行政的な事務をやるぐらいなら今のままでもいいんじゃないかと思われるかもしれないが、関西広域連合は政治パワーになり得ると考えている。

将来は近畿地方整備局の予算を全部もらってくる。そして関西広域連合の関西広域連合議会で、関西圏域の予算の使い道を決めていく。このことが最大の意味でもあり、広域連合の必要性であると思っている。

したがって、細かな行政的な仕事をやるぐらいなら要らないというのではなく、大きく今の関西圏域で国が持っている予算を全部受けるんだ、そういう器なんだという観点から御議論いただきたい。

理事者からの説明

（関西広域連合の検討の経過）

平成 1 9 年 7 月に設立をされた関西広域機構（KU、近畿 2 府 7 県と鳥取県、4 つの政令市、経済団体で構成）の中に分権改革推進本部を設置し、広域連合設立に向けた検討を進めてきた。

平成 2 1 年 3 月 2 6 日の第 4 回分権改革推進本部会議において、各団体のトップが出席して実施事務や設立スケジュール等を議論し、平成 2 2 年中の設立を目指して取り組んでいくことを申し合わせた。

大阪府としても、地方分権改革を先導する姿勢を明らかにする強いアピール効果があること、国の地方支分部局、出先機関の権限の受け皿として、また道州制へのステップとして有効な手段であることから、早期に実現に向けて取り組みたい。

（広域連合制度について）

広域連合は、地方自治法上、組合の一類型であり、特別地方公共団体として位置づけられている。ただし、一部事務組合とは異なり、単なる事務の共同処理に

とどまらず、広域計画を通じて広域政策の共通化、一体化を図るとともに、連絡調整等の機能を持つなど、より政策的かつ機動的な広域行政機構としての性格を持つものである。

広域連合の事務は、「府県から切り出して共同処理しようとする事務」、「現在の府県でも実施していない事務」に大別される。

(制度の特色)

- ・ 広域的な行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応可能である。
- ・ 広域連合が作成する広域計画には、関連する構成団体の事務についても盛り込むことができ、構成団体の事務処理が広域計画の実施に支障がある場合には、連合長は当該構成団体へ勧告することができるなど、広域的な調整をより実施しやすい。
- ・ 広域連合は、広域連合の事務に密接に関連する国の事務を広域連合に移譲するように要請することができ、国の権限移譲の受け皿となることができる。
- ・ 広域連合には議会が置かれ、議員については間接または直接の選挙により選出される。また、広域連合の長は、構成団体の長による互選または直接選挙により選出される。

(設置の手続き)

基本的には一部事務組合と同様、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決の後、複数府県にわたる広域連合については総務大臣に許可を申請、総務大臣は許可をしたときは直ちにその旨を公表する。

また、広域連合は設置後速やかに広域計画を作成する。

(実施する事務について)

設立時（第1フェーズ）では体制づくりを優先し、広域防災や広域観光・文化振興などの分野においておおむね3年間に実現可能な事業に取り組む。

第2フェーズでは、第1フェーズの事務の拡充のほか、第3フェーズにおいて国から権限移譲を受けることを想定している事務、これに関連する事務を広域連合に移管して実施する。

第3フェーズでは、国の出先機関が実施している事務のうち、関西の広域課題の解決に役に立つ、府県域を越える事務について国から移譲を受けて一元的に実施する。

(連合議会について)

各府県の議会とともに、総議員定数あるいは構成自治体ごとの定数配分など詳細な内容を検討していく必要がある。

議員の選出方法については、構成団体の各議会から選出される間接選挙でやりたい。

(予算について)

広域連合には課税権はない。運営に要する経費については構成団体からの分賦

金を充てる。分賦金の配分ルールの基本的な考え方は、総務費は構成団体の均等割、事業費は事業ごとの受益に応じた配分等により算定。

（目標とするスケジュール）

8月の初めに予定している第5回に分権改革推進本部会議で各府県知事が理事者として参加表明を行い、参加表明をした府県で設立案を決定する。各構成団体の議会等と相談をしながら、各参加予定団体の9月・10月議会において広域連合規約と予算（分賦金）の議決を得て、総務大臣の許可をもって広域連合の発足となる。第1回の連合議会は来年1月に開催予定。

ただし、これは最短の目標であり、各府県が足並みをそろえる必要がある。このスケジュールについては、今後議会とも十分協議していきたい。

委員との質疑応答

（委員）資料に実施する事務の概要が記載されているが、関西広域連合への部分的な参加もできるのか。例えば、防災に関しては参加するが、観光や文化には参加しないなど。

また、その場合でも総務費に係る分賦金については、参加する府県全てが支払うのか。

（答弁）部分的な参加でも構わないということで現在進めている。分賦金については、部分参加であっても、基礎的経費である総務費については、均等割でいただきたいと考えている。

（委員）広域連合の意義として、「住民監視のもとで効率的に事業を展開する」とあるが、広域連合は地域の住民から見ると少し遠い存在になるのではないか。

（答弁）今の国の出先機関は、大きな予算を持って仕事をしているが、そこできちっとした監視がなされているのかどうかという大きな問題がある。少なくとも広域連合では連合議会という組織があり、監査委員もあって、いろいろな点で監視がきく。

（委員）広域防災、観光・文化振興、産業振興など、これらは今現在府県ごとに個別に行われているが、広域的に行うことでどのように変わり、どう効果的で、財政的にどういう経費が節減できるのかということを示してほしい。

（答弁）具体的な資料が必要だとは認識している。早急に関係部署と連携してつくってきたい。

（委員）関西広域のエリアの各府県、それからその議会についても随分と温度差があるようだが、そんな中で見切り発車というか広域連合をまずは立ち上げるという方針なのか。

（答弁）この広域連合については「小さく産んで大きく育てる」ということで、まずはできるところから始めて大きな子どもに育てていく、行く末は関西

州に育てていくということを考えている。

(委員) 国と府県のことばかり話しているが、地方分権の突破口というのであれば府県と市町村についてはどうか。この広域連合に対して市町村がどう思っているのかについて、どのように意見集約していくのか。また、政令市のことが全然出てきていない。

(答弁) 基本的には、すべての市が特例市並みの権限を持つということで、市町村課と一緒にあって事務の権限移譲を進めたいと思っている。

今後、道州制の問題において大阪市の位置づけがどうなるかというのは非常に微妙な問題である。大阪市では都市州とか都市圏州とかいう提言をしてきており、そのあたりの話し合いをトップ同士できちっとやっていかないといけないと思っている。

(委員) この広域連合にしる、道州制にしる、府民の関心という点からはどう見ているのか。府民不在のまま行ってしまうのではないか心配だ。

府民の福祉や医療や教育、そういう問題とどうかかわってくるのかということ委員会を議論して、ほんとに必要なのかどうなのか、これを明らかにしていくべき。

(答弁) 府民の関心が高いのかと言われると、なかなか難しいところがある。

府民にとってどういうメリットがあるのかということについては、今後さまざまな形で周知していきたい。また、府民の意見についても聞いていきたい。

..... ■ ■ ■ ■ ■

【配布資料】

- ・ 関西広域連合（仮称）調査特別委員会 運営方針（案）
- ・ 関西広域連合（仮称）調査特別委員会のスケジュール（案）
- ・ 関西広域連合（仮称）の設立について
- ・ 関西広域連合（仮称）概要（案）
- ・ 広域連合制度〔参考〕

第2回 平成21年7月13日（月）

【委員協議会】

大阪府町村長会会長の中和博能勢町長、大阪府市長会会長の倉田薫池田市長を招聘し、基礎自治体としての立場からの意見を聴取するとともに意見交換を行った。

概要は次のとおりである。

大阪府町村長会会長 能勢町長 中 和博氏

今いろいろと改革が叫ばれておる中、橋下知事も大きくこのことについて飛躍をされようとしていると感じている。

問題は、これから分権が進んでいき、権限移譲、財源移譲、事務移譲をする場合において、今の町村はそれだけを受け入れられるような体質ではないと思う。

そうなってくると、特例市か中核市か、どの辺の程度になるかは別にして、そういうところと合併しなければならない。基礎自治体のあり方がどうなっていくかがネックになるのではないかと思う。

町村会の会長として全国へ行ったときに、今のこの体制の中で、いわゆる中央集権の中で、補助金なり交付金さえ手当してもらえれば地方分権を進めていかななくてもいいんじゃないかという人もいる。

大阪府は面積が小さいし、広域連携をやるにしても、大阪ほどやりやすいところはないのではないか。離れてるところといえば能勢町ぐらい。非常に効率のいいところである。

だから、知事、議員、市町村長に、今地方分権を大阪からやっていくんだという強い気持ちがあれば、大阪府は全国に先駆けてこのことを進めていける場所であるなというふうに思っている。

ただ、基礎自治体のあり方としては、どうしても都市を中心としたまちづくりということになってくると思うが、私としては、結局都市的機能を発揮しようとするれば、やはり山村の重要性、これがあってこそ都市の機能が発揮できるものであるということを言いたい。水田は治水、ダムの大きな要素を果たしているし、山林の崩壊は土砂災害、こういうものをもたらず大きな要因にもなってこようと思う。

都市的機能を発揮するためには、いわゆる山村の持っているそういうところを最大限利用する、またそれを整備するための見返りを府民、国民からそれをいただいで山の整備をしていく。これは今大きな環境問題になっているが、この原点をまず覚えていてもらいたい。これは大阪府では千早赤阪村の村長か私ぐらいしかそういう山林のことについて言えないと思う。

海についても、魚が豊富なところには、プランクトンなどが山から流れてきて、それを魚が食べてというようなシステム、パターンもある。これから地方分権で

基礎自治体のあり方を考えていくときには、そういう整合性のあるまち、例えば定住自立圏構想とか、大阪の場合はまちできっちりとしたブロックというか、エリアで物事ができる。でも地方へ行ったら3万、4万のまちを中心に何かしろといわれても、ただもうだだっ広いだけで、一番大事な行政サービスが行き届かない。何のための分権だということになる。これがやっぱり一番大きなギャップになってくると私は思う。

そういうところから、一番できやすい大阪で、知事もそういう強い意欲であろうと思うし、府議会の先生方、当然我々首長としても、できる限り大阪から日本の分権の夜明けをつくっていきたいという気持ちに変わらない。それは相当紆余曲折もあり、いろんな隔たりもあろうと思うが、橋下知事でなければできないというようなこともあろうと思うので、ぜひこの機会を通じて皆さんともども、この大阪を東京以上の世界に発信できるまちに、都市にしていけたらなという気持ちでいる。

委員との意見交換

(委員) 全国町村会での動きはどうなっているのか。

(意見聴取者) 一応、地方分権改革については、おおむね協力していこうということだが、たとえ小さい町村でもそこには昔からの文化とか歴史というものがある。長野県の川上村というところでは、人口が4千人ほどで、農家が620～30軒。それで、高原レタスと高原キャベツの全国のシェアが1番らしい。出荷量が1番で、その高原の野菜だけでも155億ほどで、1軒毎の収入が2550万円あるらしい。中央集権の失敗が今の地方分権の声になったと思う。地方でも、きっちりやればやっていけるところはあ

る。
政府の地方分権推進委員会で道州制への移行という話があったが、基礎自治体をどうしていくのかということが見えない。

大阪府についても、橋下知事の構想の中で大阪府をどのように道州制に持っていくのかということをご示していただきたいと思う。

(委員) 関西広域連合については？

(意見聴取者) 私は、この関西広域連合は悪くはないと思う。大阪はやっぱり日本第2の都市で、そして近隣の大阪湾のベイエリアは産業の集積したまち、京都、滋賀、奈良あたりは歴史と文化のまち、和歌山は漁業や名所旧跡などの観光と、このエリアはやり方によっては物すごく魅力のあるところだと思っている。

(委員) 大阪府と基礎自治体との協議についてはどうなっているか。

(意見聴取者) この前も市町村課長に来ていただき、まずは第1フェーズのことについて、できるだけ早い時期に市町村と協議したいということだった。こういう話を進めていくとき、政治とはほとんど判断・決断だと思う。

やるか、やらないか、どっちかしかない。なので大阪府には絵を描いてほしい。そうすればそれに対して判断をきっちりやっていける。

(委員) 町村長会という立場から、本来中間自治体として大阪府のあるべき姿というはどのようなイメージなのか。

(意見聴取者) 権限とかを移譲する場合に、小さい自治体ではまずできない。そうすると、おのずと一定の規模の基礎自治体へと持っていかざるを得ないという状況になる。

そこで一番大事なのは、やはり住民サービスの低下、いわゆるまちと田舎で格差が生じることがあってはならないこと。いろいろ考え方はあろうが、私は昔の府民センターくらいの規模でないとスケールメリットがないのではないかと思う。

そうすると皆政令都市になって大阪府は要らない。やるのならそれぐらいまでやる必要があるのではないかと、個人的にはそう思う。

(委員) 今のスケジュールでいくと、来年度から関西広域連合というのは始まるわけだが、町村長会として今までこのことについて議論したことはあるか。

(意見聴取者) こういった広域連合の話をしたことはない。日常の話の中ではあったが、正式な場ではない。

(委員) スタート時点で今の参加県が3県ぐらいでもとりあえず小さくスタートして大きく広げていこうという方向なのだが、町村長会会長としては、それでも進めるべきだという意見なのか。それとも関西域でみんな参加して同時にスタートすべきだという意見か。

(意見聴取者) できるなら同時に進めていくのが良いと思うが、まず無理だろう。

大阪だけでもそれぞれの立場があるのに、近畿全部となればもっと大きな差があると思う。なので、すぐに来年からというのは、ちょっと……。私も懸念するところ。やるからには一定の期間がないと、来年からだから早くといわれても、これはちょっと甘いと思う。

(委員) 去年の全国町村長会で道州制導入反対ということをも明記されたと思うが。

(意見聴取者) やはり地方が懸念しているのは、道州制になることによって小さい基礎自治体はどうなっていくのかが心配になってくる。大都市を持たない府県では特にそう。なので道州制移行への何のビジョンもない中で、そのことだけが先行していくというのは、いかにも古い歴史と文化のあるまちを愚弄してる、ばかにしてる、という思いがあるのではないか。

大阪府市長会会長 池田市長 倉田 薫氏

まず、広域連合設立のねらいというのが資料に書かれてあり、その中に、上からの改革をただ待つのではなく、現行の府県制のもとで実現可能な広域連合を設立することにより、地域住民の立場に立った下からの改革を提案して、地方分権改革の突破口を開く、とあったのでこういう考え方に基づいて私なりの意見を述べたいと思う。

1 つは、都道府県そのものが、現在その本来の広域自治体としての役割を十分果たしているかどうか。私が、大阪府に対して求めているのはお金ではなく、例えば、国の予算が決まったときに、各市町村に応じた形で国の情報をスピーディーに提供するといった指導力を発揮してほしいと言ってきた。

ところが、全国市長会では、都道府県無用論というのがすごくある。これは、例えば厚生労働省に、子育て支援や生活保護行政で前線の先端自治体がどれほど困ってるのかを言っていくのが本来の都道府県の役割であると我々が思っているにもかかわらず、都道府県の側は国の制度の押しつけ、いわゆる国の代弁者になり下がってしまっているから。

基礎自治体優先の原則で分権改革ということが叫ばれている。地方 6 団体の要請に応じて、平成 7 年に分権推進法ができ、その法律に基づいてどんどんと分権が進められていくという夢の計画があったのだがなかなかそうはいかない。

そんな中で、規制緩和を唱えた小泉総理の誕生で三位一体改革という我々にとっては夢の改革が提案され、これで何かが変わると思ったやさきに 3 兆円の税源移譲。一方で 5 兆円もの交付税が削減された。これで一気に地方財政が破綻、疲弊をする原因をつくった。

なので市町村としては、その三位一体改革のときにだまされた感が強い。そういう思いで、国のほうにはより慎重に分権改革を求めているわけである。

さて、平成 18 年の 12 月に地方分権改革推進法ができ、現在、第 2 期分権改革が着実に進められている。ただ、2 次勧告まで行ったものの 3 次勧告がなかなか詰まらない。いら立ちを覚えた知事会あるいは市長会が、解散、総選挙を目の前に、マニフェストの中に地方分権を明確に位置づけてほしいとお願いをしている。また、それよりも先に走っている知事が 2 人おられ、そのうちの 1 人が大阪府の知事であるということは、あるときは頼もしくも思っているけれども、余り走り過ぎないほうがいいのになあと思っている 1 人でもある。

さて、そのときに、国に分権を求めると同時に自分たちのできる分権をしなければならない。これが大事なテーマであろうと思っている。

池田市では、平成 19 年 6 月議会に池田市の地域分権に関する条例を提案し、全会一致で承認、可決をいただいた。もう既に平成 20 年度、21 年度の 2 年間、各小学校区に 600 万円から 700 万円の予算編成要望権を渡し、小学校区単位のコミュニティでこのまちに必要なものは何かということを決め、そしてその決定に基づいて池田市が予算を組む。こういうことを進めているところ

である。

さて、大阪府では、橋下知事のもとに大阪版地方分権改革を掲げ、早速去年、非常にごたごたした府から市町村に対する補助金の問題であるが、これの交付金化をまずことし実現をいただき、いよいよ来年から全市町村に特例市並みの権限移譲をしていこうと。いわゆる大阪版特例市をつくって、大阪版の分権改革を進めていこうとされている。

私は、橋下知事を先頭にこれをもっと進めていき、そして中央政府に対して、おまえらは遅々として進まないけども、大阪ではここまでやったぞということを行うことのほうがいいのではないかと思っている。

橋下知事は、将来大阪府はなくなっても構わないという勇気ある発言をされている。では、都道府県がなくなり、国と例えば300の先端自治体、地方自治体との2層性でいいのかというと、それは少し難しいのではないかと思っている。1つは、300の自治体だと、やはり住民から少々遠い存在になってしまうということが危惧されるからである。

ただ、さきの第29次地方制度調査会の答申では、いわゆる地域自治区に言及をされている。例えば30万、40万という自治体ばかりになると、小さなコミュニティでどのように住民を市政に巻き込んでいくのかが課題であり、そこはやはり住民の意識改革ではないか。我々も汗をかく、そのかわりあなた方も汗かいてくれという形で住民の参画を求めていくことも必要かなと思っている。

そういう流れの中では、国も地方もスリムにならないといけない。

国がスリムになるということは、出先の廃止等々を含めて公務員の数の削減ということになってくるが、そうなってくると、当然必要な広域連携というのが生まれてくる。今、消防組織法の改正に基づいた消防の広域化の論議が進められているが、この消防の広域化というがなかなか見えてこない。

また水道の府市の統合の話が出てきている。これもある種の広域連携かと思う。行き着くところはそれでいい方向なのだろうけど、その経過をどう踏まえていくかというのは、なかなかそう簡単な作業ではないと思っている。

さて、ここでは広域連合を提唱されている。現行の法制の中でできることからやろうとすれば広域連合ということにはなるが、我々は今広域連合で大変苦勞している。後期高齢者の医療費の広域連合である。

広域連合長は貝塚市の吉道市長であるが、次の広域連合長のなり手が無い。自分のところの議会だけでも大変なのに、よその議会からもたくさんの議員が来られて広域連合議会ができるわけで、連合長として、代表者としてその議会とも相対峙をすることになる。

これは大阪だけではないが、「なぜ、あのときに後期高齢者の医療を都道府県がとってくれなかったのか」と、今市長連中が顔を合わせば愚痴ばかり。だから、国民健康保険の問題、後期高齢者の医療、介護保険、いわゆる一元化を唱える。負担と給付の公平性がうまくいっていない。そういった意味では、都道府県単位

あるいは国で一元化してほしいという要望が出てくるのは、当然かと思っている。

広域連合というのは現行法制でできる方法ではあるが、責任の所在、あるいは広域の連合の議会の問題を含めて、だれがその任を負うのか等々、気になるところである。

例えば、6月22日の当委員会で、「広域連合について市町村はどう思っているか」との質問に対し、「すべての市が特例市あるいは中核市レベルの権限を持てるようにしていく」との答弁があったが、全国どこを見ても、あるいは大阪府の市長会にもそういう御相談はない。

やっときょうお招きいただいたので私なりに事前に勉強したから、府議会で、あるいは大阪府でここまでお取り組みいただいているんだなと思ったけれども、やっぱりそれは共同歩調でいく必要があるのではないかと思う。

最後に、関西州を初めとする道州制が可能かどうかの論議である。町村長会は道州制反対で、市長会はどちらでもない。市長会で道州制の研究は進められているが、賛成、反対の意見、意思表示はしていない。それよりもきょうの飯が大事だからだ。5年後、10年後のこの市、国の形、大阪府の形がどうなっているのかよりも、本当に来年度の予算を組めるのかどうかで苦勞してる市長がほとんどであるため、3年後、5年後の道州制について、正直そんなに真剣な論議がされているとは思っていない。

しかし、だれかがどこかで大胆にスピーディーに動く必要があろうかと思うから、現行法制下の中でやはり広域連携ということ念頭に何かしらの仕掛けはしていく必要があるのかなと思っている。道州制基本法なんていう言葉も叫ばれているが、法律ができてどこまで拘束できるのか、日本のこの民主主義国家の中で、法律で自治体を一気に、例えば合併もそうであるが、方向性を示せるかどうか、これが大きな課題になってくるような気がして仕方がない。

委員との意見交換

(委員) 今のスケジュールでは、10月に総務省に許認可申請するというような非常にスピーディーな行動で、各市町村との理解・協力体制等について危惧している。

先ほど町村会会長にも聞いたが、相対的には関西広域連合に町村会はまあまあ前向きというような話だった。

(意見聴取者) スピーディーなことはいいことだが、急がば回れという言葉もある。市長会に具体的な協力を求めるという機会は必要ではないか。その上で10月というならやむを得ないが、残念ながら10月までにそれだけの時間はないだろうと思っている。

大阪府の職員にお願いしたいのは、知事のスピードに無理についていけないということ。知事のスピード感に圧倒されてる部分がある。ある程度

工程表を見据えながら、自分でそしゃくして理解した上で我々のほうに持ってきてほしい。市長会の大半の考え方としては、橋下知事は逸材だと思っている。基本的には大阪のために頑張っていたらサポートしたい。

(委員) 関西広域や道州制といっても多くの国民にとってはよくわからないというのが実情。そして国民の大部分が基礎自治体で生活しているにもかかわらず、その基礎自治体に対してさえこれまで関西広域や道州制の話を説明してきていない。

(意見聴取者) まず大阪版地方分権改革を進め、その次に広域連合があるという話のほうが理解しやすいと思う。

(委員) 議論の進め方として、住民サービスを充実させる、それが1市だけではできないから地域で連携してやる。その上に広域自治体としての役割があり、さらに、関西広域連合のようなものがどうしても必要だというような議論の進め方が本来あるべき。どうも逆になっている気がするのだが。

(意見聴取者) 分権改革を進めていく上で、結果として、受け皿組織としての道州、あるいはその前段階としての広域連合が要るんだという結論に至るべきであって、道州制ありき、広域連合ありきで進めていくと、どこかで間違える気がする。しかもその中で住民の気持ちというのを絶対忘れてはいけない。

(委員) 救急医療の連携というのが第1フェーズの中にあるが、大阪の場合、医療資源があるということで受け入れ側に回ることのほうが多いだろうと思うが、府内でも人材不足等で十分な体制が築かれているとはいえない状況にあり、他府県のそういう救急を受け入れることによって、地元の救急の患者さんへの対応に支障がでるという不安はないか。

(意見聴取者) それはある。しかし命にかかわる問題で口出しができない。でも、ほんとはエゴだ。池田市民病院を例にすれば、池田市民は優先したい。でも、じゃ池田市民が入院するかもしれないといって病室を空けておくのか。空いてるなら川西市民であっても入ってもらったら支払われる医療費は一緒である。でも病院を維持するために税金をどれだけつぎ込んでいるか。なので、こういう医療行政、特に救急医療行政は広域化されるべきであろうと思う。

阪南市民病院がなぜ閉鎖という状況に追い込まれたかというのと、和歌山県立医大の先生方を引き揚げられたから。和歌山の県費を費やした医師を大阪に出してることがけしからんと和歌山県議会で問題になった。

(委員) 広域連合については間接選挙になり、住民からのコントロールがきちんと担保されていないというふうに思うが。

(意見聴取者) 広域連合そのものが、法律的にはいささかいびつな部分がある。住民から直接コントロールできてるかという意味の問いかけについては、

いささか不備なところがあると思う。長も議会も住民との関係は非常に遠い存在になる。遠い存在であるがゆえに責任の所在がどうもあやふやになってしまわないかということは気がかり。

(委員) 政令市が距離を置いた場合にうまいこといくのかどうか感想を。

(意見聴取者) 政令市が距離を置いたらうまくいかない。特に大都市問題というのは、これは道州制もそうだが、その辺をどうも置き去りに次の話へ進もう、進もうとしている。これを先送りにして、まあ何とかなるだろうでは何ともならないのかなと思う。

【委員会】

委員会での論点整理を行い、次回の委員会までにこの論点整理を踏まえた説明資料を作成し提出するよう、理事者に対して文書によって資料要求を行うこととした。

..... ■ ■ ■ ■ ■

【配布資料】

(委員協議会)

市長会会長作成のレジュメ

(委員会)

関西広域連合（仮称）調査特別委員会における論点整理について（案）

第3回 平成21年8月7日（金）

関西広域機構の地方分権改革推進本部会議（8月4日開催）の概要及び大阪府議会議長名による知事に対する質問書の回答（別添）について、理事者から説明を受けた。

その内容と説明に対する質疑の概要は次のとおりである。

関西広域機構の地方分権改革推進本部会議の概要説明

8月4日に第5回関西広域機構分権改革推進本部会議が開催をされた。

各府県からの意見表明を受け新たな申し合わせがなされた。

- ① 特別委員会が設置されるなど各府県において議会との議論が本格化しているので、関係府県によりさらなる検討を行い、議会との十分な審議を行う中で早期の規約案の提案に向けた具体的な準備を進めること。
- ② この具体的な準備の進捗状況を踏まえながら、次の本部会議において関西広域連合の設立案を定めることとなっている。

①について、3月26日に行われた前回の本部会議の申し合わせでは2009年中の設立を目指すとしていたため、本年9月議会への規約案提案も視野に検討を進めていたが、今回、年限の明示はなくなった。

設立案を協議する次の本部会議は、12月を想定している。

（委員）年限の削除は後退したということか。

（答弁）年限は理事者側での検討段階における目標として示していたもの。今は各府県議会との協議、あるいはその中の審議と1つステージが上がった状態。そういう中でこれから検討を進めていくということになった。

（委員）本委員会では来年の12月に結論を出して報告をだすということだが、委員会の報告書が出なくてもスタートするのか。

（答弁）今、設立案の協議中。分権改革推進本部では、12月というのを想定しており、これに向けて案を検討していきたい。進め方については議会とも十分に相談し、議会の了解を得て次のステージに進んでいきたい。

（委員長）中間報告という手法もある。KUや府県知事の集まりで議論は進んでいくので、議会としても同等のスピードで議論したい。ただし、議論はしっかりとさせていただく。

（委員）スケジュールについては、時間が欲しいという府県が多い中、大阪府知事だけが細かい議論抜きにまず強いメッセージが必要だと言っている。この温度差をどう考えているのか。

（答弁）各府県からは、議会との十分な議論が必要である、あるいは住民に対する十分な説明が必要であるという意見があったため、十分な審議を行う中

で進めていこうという新たな申し合わせがなされた。

知事の発言には前段階がある。各首長間で細かな議論が続いたため、「せっかく首長が集まっているのだから、細かい議論ばかりでなく、もっとメッセージ性のあることを発信するべきではないか」と発言されたもの。

(委員) 我々はここで調査特別委員会をやってるわけだが、この調査特別委員会の審議と全然関係なく進めるのか。

(答弁) 広域連合の設立に当たっては議会での承認が大前提となる。できるだけ早期に設立したいとの思いはあるが、広域連合設立に当たってのメリット・デメリットなど十分議論いただき、設立時期についても十分協議をさせていただきたい。

また、一府県だけが突出してできるものではないため、各府県と歩調を合わせながら、議会とは十分協議をして進めていきたい。

(委員) 府民、県民の意見について、どういった方法で聞いてきたのか、あるいは聞いていくつもりなのか。

(答弁) 府民、県民に対するPR、アピールについてはKUのホームページで行っている。また、紙媒体で新しくパンフレットをつくり、これを配布して御理解をいただこうと思っている。

これに加え、大阪府としても府民の方の意見も聞く必要があるため、その方法について現在検討を始めたところ。

(委員) 数百人の意見で集約されたというのはおかしいのではないかと。組織や機関というものを考慮した民意というものもある。

(答弁) 検討する。

(委員) 推進本部で出された資料は本委員会にすべて示すべきではないか。細かい議論だとか、ややこしいだとかは関係ない。

(答弁) 12月に向けてその細かいことについてワーキンググループをつくって議論していく。それぞれ煮詰まった段階でできた項目から出していくということになっている。前回の資料については、出すことは可能。

(委員) 出してほしい。ワーキンググループでまとめた後になって議会の意見をどう反映するのか。

(答弁) 府民の意見を積極的に喚起していただく意味でも積極的に出していきたい。

論点整理のための資料要求への回答について

(理事者説明)

- ・ 関西広域連合（仮称）の設置の目的は、現行法で実現可能な取り組みを進め、関西みずからが地方分権改革の突破口を開くこと、それから関西全体の広域行政を担う責任体制をつくり、広域防災対策などの広域行政を展開すること、そ

れから国の出先機関の事務の受け皿をつくり、国と地方の二重行政を解消することの3つをねらいとすることが各府県の共通認識。

- ・関西広域連合には議会が設置され、議員は選挙で選出される。また、執行機関である広域連合長は、広域団体の長による互選または直接選挙により選出される。さらに、広域連合には普通地方公共団体と同様、住民からの直接請求制度が設けられるなど、住民によるコントロールを可能とするための制度が設けられている。
- ・関西広域連合の取り組みが将来の道州制導入へのステップになるのか、それとも道州制にかわる分権型広域行政システムになるのかは、関係自治体の中で意見が分かれている。
- ・議会との意思疎通について、京都府、兵庫県、徳島県は関西広域連合に関する特別委員会を設置。滋賀県と和歌山県については、行財政改革などの検討を行う特別委員会の調査研究項目に広域連合を位置づけ、審議を進めている。その他の県についても、定例会の質疑等、一定の議論がされている。
- ・参加団体は、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、滋賀県、鳥取県、三重県、以上の2府6県で具体的な設立案の策定と規約案の各府県議会への提案に向けた準備を行う見込み。福井県と奈良県は、メリットが明確ではないとして不参加。政令市についても、当初予定されている事務が府県の事務が中心であることから不参加。
- ・設立当初から参加する自治体が、一部の府県にとどまったとしても、そのメンバーで発足したい。途中からの参加、一部の分野や事業での部分参加も可能。
- ・設立時期については状況に変化あり。平成21年3月の本部会議で本年中の設立を目指し、最短の目標として規約案と予算案を各府県の9月、10月議会に提案することを目指していたが、参加するすべての府県議会において同一の規約案を承認される必要があることから、今後府県間で最終的な提案の時期を調整していく。
- ・関西広域連合は執行機関と議会を持ち、関西全体の広域行政の明確な責任主体となるものであり、いずれは国（特に出先機関）の行う事務事業や権限を受け入れていく。これが広域連携との違い。
- ・本調査特別委員会での議論はKUや各府県との調整・協議を通じ、関西広域連合の制度設計等に反映させる。
- ・住民理解のため、KU事務局でホームページや府民・県民向けのパンフレットなどを活用して設立の意義をPRしていく。大阪府でも府民の意見聴取について検討していく。
- ・関西広域連合は、道州制へ至るステップとして、国及びその出先機関、府県、政令市の担う広域的な行政機能を、最大限集約していく主体になるべきものと考えている。

委員との質疑応答及び意見交換

(委員) 奈良県について、既に広域連携をしている分野（周産期医療等）があるが、連携事業では負担がなく、広域連合に参加すると負担金が発生する。これでは参加してこない。

(答弁) 今一番大きな課題。命にかかわることなので連携事業を打ち切って広域連合へ移すわけにもいかない。ただし、負担をせずに受益を受けるという関係は、広域連合のシステム上問題であり、今後協議していきたい。

(委員) 道州制というのは都道府県をなくすという話であり、広域連合というのは都道府県・地域間で連携してメリットを生み出していこうという話。道州制の話は封印すべきではないか。

(答弁) 道州制に反対の知事がいるのは事実。それでも広域連合はやっいていこうということで進めている。大阪府としては関西広域連合を次の道州制へのステップにしたいと考えているが、まずは広域連合を着実に実施していくことから始めたい。

(委員) 各府県とも広域連合についての総論は賛成だけでも、各論に入るといろいろ議論が必要になってくる。本委員会としては、大阪府としては一体どんなメリットがあり、どんなデメリットがあるのか。また、本府のメリットは他府県にとってはデメリットになるか。もっと絞り込んで、論点を一つ一つ議論して行くべきではないか。

．．． ■ ．．． ■ ．．． ■ ．．． ■ ．．． ■ ．．．

【配布資料】

- ・ 分権改革推進本部 第5回本部会議 申し合わせ
- ・ (参考) 第5回分権改革推進本部会議における各府県の主な発言
- ・ 資料要求に対する回答文

(別添)

関西広域連合（仮称）調査特別委員会における論点整理について
（理事者提出資料）

(写)

地主第1078号
平成21年7月28日

大阪府議会議長 朝倉 秀実 様

大阪府知事 橋下 徹
(公印省略)

資料要求について（回答）

関西広域連合（仮称）調査特別委員会から提出依頼がありました「関西広域連合（仮称）調査特別委員会における論点整理について」に対する回答資料について、別添のとおり提出します。

< 広域連合の必要性 > 1

広域連合そのものの必要性について、09年度設立という出口を設けず、ゼロから調査・検討・議論を行うことが必要である。雇用、医療をはじめ社会保障、教育、産業振興など、国がナショナル・ミニマムの達成に責任を果たすとともに、都道府県と市町村が住民福祉の増進のため、その役割を十分に発揮できるよう、事務配分と財源の適正化を進めるべきではないか。

< 理事者の考え方 >

地方分権改革を推進し、地域主権型の社会を実現するためには、市町村優先の徹底により、まずは市町村が住民に身近な行政サービスを総合的に担い、府県は市町村では担うことのできない広域的な機能を担うべきと考えています。また、国は市町村や府県でも担うことのできない、国本来の役割を担うべきと考えます。

府県が担う広域的な行政機能については、①生活圏や経済圏が府県の枠組みを越えていること、②各府県が同様の施策を競い、広域的な基盤整備などに戦略性を欠くこと、③国（特に出先機関）と府県が併存し、権限や責任の所在が不明確なことなどから、府県を越える一つの責任主体に集約するべきと考えています。

将来的には、新しい広域自治体である道州への集約を目指すべきと考えておりますが、当面は現行法で可能な取り組みとして、近隣府県とともに関西広域連合（仮称）を設立し、道州へのステップとして参ります。

関西広域連合（仮称）については、平成21年3月26日に開催された関西広域機構（KU）の分権改革推進本部会議で、本年中の設立を目指すことで申し合わせがなされており、最短の目標として、規約案と予算案を各府県の9～10月議会へ上程することを目指しております。

一方、広域連合が発足するためには、すべての府県議会で同一の規約案を承認いただく必要があり、そのためには各府県議会で十分なお議論をいただくとともに、場合によっては府県議会間で調整していただく必要もでてくるのではないかと考えています。

このため、本調査特別委員会はもとより、各府県議会での審議の状況も踏まえ、府県間で最終的な上程の時期を検討しているところです。

<広域連合の必要性> 2

大規模・広範囲な関西広域連合は住民からコントロールがききにくくなり、広域自治体として不適當ではないか。

<理事者の考え方>

関西広域連合（仮称）には議会が設置され、議員は間接または直接選挙で選出されます。また執行機関である広域連合長は、構成団体の長による互選または直接選挙により選出されることとなります。

さらに、広域連合には普通地方公共団体と同様、住民からの直接請求制度が設けられるほか、広域連合の区域内に住所を有するものは、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができるなど、住民によるコントロールを可能とするための制度が設けられています。

<広域連合の必要性> 3

広域連合は、府民から出てきたものではなく、経済界が強く求めてきたもの。そのねらいなどを検討する必要がある。

<理事者の考え方>

関西広域連合（仮称）は、関西自らが地方分権改革の突破口を開き、関西における広域行政に地域一丸となって取り組み、さらには国の出先機関（地方支分部局）の権限や事務事業の受け皿を関西自ら用意しようとの試みです。

現在、関西広域機構（KU）の分権改革推進本部・副本部長である井戸・兵庫県知事を実質的なトップとして、主に関西の各府県からの出向者で構成されている事務局を中心に検討を進めているところです。

< 広域連合の必要性 > 4

関西広域連合（仮称）の設置目的の共通認識を持つ必要がある。

< 理事者の考え方 >

関西広域連合（仮称）の設置目的については、「関西広域連合（仮称）概要」（案）にもお示したように、

- ① 道州制を待つのではなく、現行法で実現可能な取り組みを進め、関西自らが地方分権改革の突破口をひらくこと
- ② 関西全体の広域行政を担う責任体制をつくり、広域防災対策、広域観光・文化振興、広域産業振興、交通・物流基盤の一体的な運営管理などの広域行政を展開すること
- ③ 国の出先機関の事務の受け皿をつくり、国と地方の二重行政を解消すること

の3つをねらいとすることで、各府県の共通認識としております。

< 広域連合への参加 > 1

広域連合を道州制に結びつけていく過程を、参加自治体が同一の認識を持っているのか。政令市の思いと参加の意思は。

< 理事者の考え方 >

関西広域連合（仮称）の取り組みが、将来の道州制導入へのステップになるのか、それとも道州制に代わる分権型広域行政システムになるのかは、関係自治体の間で意見の分かれるところです。

しかし、今後、広域連合の活動実績を積み重ねるなかで、関西自らが評価し、将来の関西のあり方を検討していくべきことについては、認識は一致しております。

また政令市については、当初予定されている事務が府県の事務が中心であることから、発足当初の参加は見合わせるものの、広域連合協議会には参加し、官民連携事業を行うとともに、広域連合の検討には引き続き参加する意向と伺っています。

<広域連合への参加> 2

広域連合の構成団体それぞれで、議会との意思疎通はどこまで出来ているのか。議会間の意志の疎通も必要と考えるが。

<理事者の考え方>

京都府、兵庫県、徳島県の各府県については、関西広域連合（仮称）に関する特別委員会が設置され、審議が行われています。また、滋賀県と和歌山県については、行財政改革などの検討を行う特別委員会の調査研究項目に、広域連合を位置づけ、審議を進めており、その他の県についても、定例会の質疑のなかで取り上げられるなど、一定の議論がなされていると伺っています。

各府県議会間においても、意見交換などをしていただくことが重要であり、場合によっては調整していただく必要もでてくるのではないかと考えておりますが、まずは各府県において議会と理事者が十分に議論することが必要であり、そこでいただいたご意見等は、関西広域機構（KU）・各府県間の調整を通じて制度設計に反映できるよう努めて参ります。

<広域連合への参加> 3

現段階での参加団体の見込みはどうなっているのか。

<理事者の考え方>

まだ正式な参加表明をされたわけではありませんが、今のところ、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県は、理事者としては発足当初から参加される意向と見込んでいます。また、そのほかの県を含め、8月4日に予定されている次回の関西広域機構（KU）分権改革推進本部会議で理事者として、参加または不参加の意向を表明することになっています。

なお、政令市については、理事者としての意向は同本部会議で示されるものと考えておりますが、当初予定されている事務が府県の事務が中心となることから、当面は広域連合協議会への参加にとどまるものと考えています。

<広域連合への参加> 4

関西広域連合（仮称）に本当に参加する自治体はどこなのか。参加しない自治体の不参加理由は何か。

そもそも「小さく生む」ことがよいかどうか。小さく生んでしまうと、当初は不参加である政令指定都市が、別の都市州などの動きをする心配はないのか。最初から大きく生むほうがいいのでは。

政令指定都市を含めた広域連合像を作ること、府県と政令市間に存在する弊害が打破されるのではないか。

<理事者の考え方>

（現段階で参加を見込んでいる団体は、前掲3のとおりです）

まだ正式な参加表明をされたわけではありませんが、今のところ、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県は、理事者としては発足当初から参加される意向と見込んでいます。また、そのほかの県を含め、8月4日に予定されている次回の関西広域機構（KU）分権改革推進本部会議で理事者として、参加または不参加の意向を表明することになっています。

なお、政令市については、理事者としての意向は同本部会議で示されるものと考えておりますが、当初予定されている事務が府県の事務が中心となることから、当面は広域連合協議会への参加にとどまるものと考えています。

これまで、福井県と三重県は第3回及び第4回のKU 分権改革推進本部会議の申し合わせを留保されていますが、その理由として、

- ① 広域連合を設立するメリットが十分ではない（明確ではない）こと
- ② そのような状況では、議会や住民への説明責任が果たせないことを挙げています。

さらに福井県では、③ 道州制との関係など将来にわたる基本的な部分について、自治体間に考え方の相違がある点も指摘されているところです。

関西広域連合（仮称）は、その機能を順次拡充・強化していく予定であること、途中からの参加や一部の分野や事業での部分参加も可能であることから、発足当初に参加の意向を示した自治体が一部の府県にとどまったとしても、そのメンバーで発足したいと考えております。

もちろん、政令市を含めより多くの自治体の参加を得ることが、関西広域の行政課題に取り組むにはより効率的であり、なるべく多くの自治体が参加するよう努めて参ります。

<広域連合への参加> 5

部分参加で、広域連合のメリットがあるのか。事務別の参加、一部府県のみの参加で、広域連合のメリットは生じるのか。

<理事者の考え方>

関西広域連合（仮称）の設立は、①関西が全国に先駆けて地方分権改革を先導する姿勢を明らかにする強いアピール効果があること、②国の出先機関等の権限の受け皿として、また道州制へのステップとして有効な手段であることから、早期実現に向けて取り組むべきと考えております。

このため、まず一步を踏み出すため、発足当初は早期に実現可能な事務から取り組むこととし、また、多くの自治体の参加を目標としつつ、広域連合設立後の新規参加、事務ごとの部分参加や参加事務の段階的拡充なども可能となるような仕組みを考えております。

<広域連合への参加> 6

概要(案)の中においても、既に全ての団体が参加するのは難しいと読み取れる表現があるが、少数団体でもスタートするのか。(出来るだけ多数での参加が望ましい) その後、参加してくる団体についての見込みをどう考えているのか。

<理事者の考え方>

(前掲4後段に同じ)

関西広域連合（仮称）は、その機能を順次拡充・強化していく予定であること、途中からの参加や一部の分野や事業での部分参加も可能であることから、発足当初に参加の意向を示した自治体が一部の府県にとどまったとしても、そのメンバーで発足したいと考えております。

ご指摘のとおり、より効率的に関西広域の取り組みを進めるためには、より多くの自治体の参加を得ることが望ましいと考えますが、広域連合の実践を重ね、具体的な成果をあげることで、当初は参加しなかった自治体の加入を促して参りたいと考えています。

<広域連合の具体的内容>

■ 設立時期 1

スケジュールどおりの設立ありきなのか。

<理事者の考え方>

(再掲)

関西広域連合(仮称)については、平成21年3月26日に開催された関西広域機構(KU)の分権改革推進本部会議で、本年中の設立を目指すことで申し合わせがなされており、最短の目標として、規約案と予算案を各府県の9~10月議会へ上程することを目指しております。

一方、広域連合が発足するためには、すべての府県議会で同一の規約案を承認いただく必要があり、そのためには各府県議会で十分なお議論をいただくとともに、場合によっては府県議会間で調整していただく必要もでてくるのではないかと考えています。

このため、本調査特別委員会はもとより、各府県議会での審議の状況も踏まえ、府県間で最終的な上程の時期を検討しているところです。

■ 組織・財政 1

広域連合協議会と広域連合議会との関わりの中で、議会は協議会の後追いとなっているような仕組みにとれるが、このことをどう考えるか。
構想に当たっても行政、経済界の意思が先行しているのでは。

<理事者の考え方>

関西広域連合（仮称）議会は、基本的に府県議会と同様の権限を有し、地方自治法で定められた議決事件（条例の制定・改廃、予算の議決、決算の認定）の議決、選挙（連合議会議長、選挙管理委員会委員等）、検査、監査の請求、意見の提出などを行います。

一方、広域連合協議会は、広域連合の規約及び条例に基づいて設置される任意の機関であって、当初広域連合に参加しない自治体を含む関係府県・政令市、市町村関係者、経済団体等で構成され、官民連携事業や、広域連合の将来像等について協議を行うための枠組みです。

広域連合協議会での協議内容を参考に、広域連合議会が意思決定を行うことはあり得ますが、同協議会の議論の追認を強いられるようなことはないと考えております。

また、広域連合の設立に向けては、各府県において議会と理事者が十分に議論することが必要であり、そこでいただいたご意見等は、関西広域機構（KU）・各府県間の調整を通じて制度設計に反映できるよう努めて参ります。

■ 組織・財政 2

大阪府として、スタッフの規模をどう考えているのか。

<理事者の考え方>

関西広域連合（仮称）は、簡素で効率的な組織とするとともに、当面は関西広域機構（KU）との連携を図るため、広域連合事務局の主要な機能については、KUと一体的に設置することが望ましいと考えています。

広域連合の発足当初は、実施事務のボリュームに見合った 25～30 人程度の事務局を想定しています。

■ 組織・財政 3

事務事業のボリュームとそれに見合う財政規模をどう考えているのか。
分賦金の額をどう考えているのか。

<理事者の考え方>

別表は、関西広域機構（KU）において、関西広域連合（仮称）の総務費及び各分野の事務事業について、仮に平成 21 年中に設立する場合の予算案（概算）を取りまとめたものです。

総額で、21 年度は 12 月～3 月までの 4 か月分で 88 百万円。うち人件費は 43 百万円。22 年度は、通年予算で 607 百万円。うち人件費は 250 百万円を計上しています。

但し、22 年度予算については、北近畿のドクターヘリの運航経費 170 百万円を含み、その大半は運航に係わる京都、兵庫、鳥取の 3 府県のみの負担となる見込みです。

○分賦金の額

分賦金の配分については、次の 3 点を基本的な考え方としています。

- ① 総務費（但し、事業に係る人件費を除く）は、広域連合を維持するための基礎的経費であることから全構成団体の均等割を原則とすること。
- ② 事業費の負担額は、事業分野ごとの受益に応じ、人口、事業所数、利用者数などの客観的な指標により算定する。ただし、特定の受益が発生しない段階（本格的な事業実施に向けた準備を主とする段階）においては、人口割等を基本とした共通ルールで算定。
- ③ 今後、実施事業の拡大に応じて、算定方法は見直す。

具体的な配分ルールについては、今後関係府県と協議して参ります。

<別表>

単位：百万円

分野別	H21年度	H22年度	
			備考
総務費 (うち人件費)	65 (43)	315 (250)	
広域防災費	1	9	
広域観光・文化振興費	6	18	
広域産業振興費	3	34	
広域医療連携費	1	173	ドクターヘリ運航経費 (170)を含む
広域環境保全費	5	43	
資格試験・免許等事業費	7	14	
広域職員研修費	1	2	
合計	88	607	

予算見込額については事業分野ごとの必要経費を精査中であり、今後大幅に変動する可能性がある。

各年度の人件費のうち、事業実施に係るものは、21年度で23百万円 22年度で70百万円を見込んでおり、これらは事業費の負担額に算入する。

■ 具体的事務 1

ドクターヘリの相互応援協定など、部分的な広域連携がいままでも行なわれているが、広域連携との違い（メリット・デメリット）は何か。部分参加は可能か。

<理事者の考え方>

○広域連携との違い

第1フェーズの事務は、早期に実施可能な事務を中心としているため、現在の連携事業と比べて大きく変るところはありません。

しかし、関西広域連合（仮称）は既存の連携組織と異なり、執行機関と議会を有し、関西全体の広域行政の明確な責任主体となるものです。また、将来、広域連合の担う役割を拡充・強化し、いずれは国（特に出先機関）の行う事務事業や権限を受け入れていくこととしており、関西全体の広域行政を住民監視のもとで自己決定・自己責任により実施することが可能になると考えております。

○部分参加

事務（分野）ごとの部分参加や参加事務の段階的拡充も可能です。

■ 具体的事務 2

第1フェーズで取り組むとされている事務に関する府民のメリットを具体的に検証する必要がある。

(例：広域防災であれば、広域連合で実施することにより、総指令・責任体制が明確化する)

<理事者の考え方>

各分野ごとのメリットについては、下表のように考えています。

分野	事業内容	効果
防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関西広域防災計画策定（東南海・南海地震の発生等に備え、取り組むべき方針等） ○ 災害発生時の相互応援体制の強化（相互応援協定の実施要綱作成・運用） ○ 広域合同防災訓練の実施 ○ 防災分野の人材育成 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・各府県の防災対策を補完する体制が構築される。 ・防災に係る広域的な取組の効率化が図られる。
観光文化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西観光・文化振興計画」の策定 ○ 広域観光ルートの設定。 ○ 海外観光プロモーションの実施 ○ 関西地区地域限定通訳案内士（仮称）の創設。 ○ 通訳案内士（全国）の登録・指導等 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・関西各地で個別に行われている観光・文化振興の取組を広域的に支えることにより、関西全体の魅力アップにつながる。
産業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西産業ビジョン」の策定 ○ 産業クラスターの連携（戦略構築） ○ 公設試験研究機関の連携 ○ 合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別に行われている産業振興の取組を広域的に支えることにより、関西全体の競争力向上につながる。
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域救急医療連携計画」の策定 ○ 広域的なドクターヘリの配置・運航 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的なドクターヘリの配置が実現されること等により、住民の安心感が高まる。
環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域環境保全計画」の策定 ○ 温室効果ガス削減のための共同取組 ○ 府県を越えた鳥獣保護管理の取組（カワウ対策）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化、鳥獣など広域課題に効果的に対応できる。
試験免許	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等 ○ 准看護師に係る試験実施・免許交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・最適な試験実施体制の確保や職員専門性の向上につながる。 ・事務コストの圧縮ができる。
研修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域職員研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・府県間人的ネットワークの形成、広域的な視点の養成ができる。

<府議会調査特別委員会関連> 1

調査特別委員会の意見・まとめをどう受け止めるのか。

<理事者の考え方>

本調査特別委員会でいただいたご意見等は、関西広域機構（KU）や各府県との調整・協議を通じ、関西広域連合（仮称）の制度設計等に反映されるよう努めて参ります。

<府議会調査特別委員会関連> 2

調査特別委員会のスケジュールは尊重されるのか。(設立時期の遅延もありか)

<理事者の考え方>

(再掲)

関西広域連合（仮称）については、平成21年3月26日に開催された関西広域機構（KU）の分権改革推進本部会議で、本年中の設立を目指すことで申し合わせがなされており、最短の目標として、規約案と予算案を各府県の9～10月議会へ上程することを目指しております。

一方、広域連合が発足するためには、すべての府県議会で同一の規約案を承認いただく必要があり、そのためには各府県議会で十分なお議論をいただくとともに、場合によっては府県議会間で調整していただく必要もでてくるのではないかと考えています。

このため、本調査特別委員会はもとより、各府県議会での審議の状況も踏まえ、府県間で最終的な上程の時期を検討しているところです。

<住民理解> 1

一番大切な住民の理解を深めるために、どのような方策をとるのか？

<理事者の考え方>

関西広域連合（仮称）を設立する意義は、広域化する行政課題に対して、責任ある広域行政主体を創出するとともに、国の出先機関の権限や事務事業の受け皿を関西自ら用意することにあると考えています。

府民の皆様の協力を得るためには、このような意義をよく理解していただくことが重要であると考えています。

これまで、関西広域機構のホームページに「関西広域連合（仮称）ってなに？」というコーナーを設けて周知を図っており、また、府民・県民向けのパンフレットを新たに作成したところです。

今後は、ホームページ以外の広報媒体も活用しながら、設立の意義をPRして参ります。

<住民理解> 2

「府民の視点から総合的に調査検討」するため、公聴会や府民アンケートなど、広く府民の意見を聴く必要がある。

<理事者の考え方>

関西広域連合（仮称）の設立には、府民のご意見を伺うことが必要であると考えています。本調査特別委員会において、ご議論をいただくとともに、府としても、府民のご意見をお聴きするための方策を検討して参ります。

<住民理解> 3

関西が広域連合を目指す一方で、国会（衆議院）は小選挙区制である。府民が自らの意思を投票で示すにあたっては、システム（制度）に違いがありすぎるのではないか。府民の関心は広域連合の範囲よりもむしろ地域（小選挙区）にあるのではないか。

<理事者の考え方>

関西広域連合（仮称）を設立し、将来国の出先機関の権限の受け皿となることにより、関西の実情や住民ニーズをよりの確に反映した広域行政を実施することが可能になると考えています。

身近な住民サービスは市町村が担うことが基本となりますが、広域自治体としての広域連合の意義を府民にご理解いただけるようにPRに努めて参ります。

<地方自治のあり方> 1

将来、府県の廃止や道州制までもっていけば、行政の効率化になり、地方分権の受け皿にもなる。当面は、広域連合の経費負担が加わるだけで、府県の負担が増すのではないか。

<理事者の考え方>

関西広域連合（仮称）の設立当初においては、まず体制づくりを優先し、早期に実現可能な広域連携事業に取り組むこととしていること、これまで府県で実施していなかった新たな広域事務を実施することなどから、経費負担が加わることとなります。

しかし、今後段階的に広域連合の機能を拡充・強化し、府県の事務を大胆に切り出していくことや、国の出先機関等からの事務・権限の受け皿となり、国と地方の二重行政の解消にもつながることから、将来的には関西全体でスリムな行政運営を実現できるものと考えています。

なお、広域連合の発足とともに、関西広域機構（KU）については事業・組織ともに見直す予定にしており、KUに携わる職員の人件費を含め、その運営に対する本府の負担は軽減されるものと考えています。

<地方自治のあり方> 2

国—国の出先機関—府県—政令市—市町村の構造を、どの程度まで変えていくのか。

<理事者の考え方>

究極的には、国（外交、安全保障など国際社会のなかで国家の存立に関わることを中心に担う）、道州（圏域全体をにらんだ社会資本整備、環境保全、産業振興などを担う）、市町村（住民に身近な行政を総合的に担う）が、明確な役割分担の下で、日本の統治機構を形作るようなあり方を実現すべきと考えています。

関西広域連合（仮称）は、道州制（関西州）へ至るステップとして、国及びその出先機関、府県、政令市の担う広域的な行政機能を、最大限集約していく主体になるべきものと考えています。

＜地方自治のあり方＞ 3

この間「分権改革」の名のもとで進められてきた施策が地域や住民にいかなる影響をもたらしたのか検証が必要である。

＜理事者の考え方＞

平成7年に制定された旧地方分権推進法による取り組みによって、機関委任事務が廃止され、国と地方は対等・協力の関係に立つこととなりました。また、平成14年から18年の「三位一体の改革」では、国から3兆円の税源移譲が実現されたものの、国庫補助金の削減が不徹底に終わり、同時に地方交付税が大幅に削減されたため、地方財政の逼迫を招いたと言われていました。

現在、地方分権改革推進法の下で進められている第二期地方分権改革では、国と地方の役割分担の徹底した見直し、国から地方への権限移譲、国の法令による義務づけ・枠付けなど関与の廃止・縮小、地方税財源の充実強化などに取り組みられています。

関西広域連合（仮称）は、実現すれば複数府県による初めての広域連合となり、国、特に出先機関の権限移譲の受け皿となることから、これまで適切な受け皿がないことを理由に進まなかった国の出先機関改革に弾みをつけ、地方分権改革の突破口を開き得るものと考えています。

＜地方自治のあり方＞ 4

広域自治制度調査特別委員会での調査・研究、議論を踏まえた取り組みが重要である。

＜理事者の考え方＞

先の広域自治制度調査特別委員会においても、関西広域連合を含む広域自治制度改革についてご議論をいただいております、その際、ご指摘いただいたような内容も踏まえ、検討を進めて参ります。

	兵庫県	滋賀県	京都府	大阪府	和歌山県	徳島県
名称	広域連合に関する特別委員会	地方分権・行財政対策特別委員会	「関西広域連合(仮称)」に関する特別委員会	関西広域連合(仮称)調査特別委員会	行政改革・基本計画等に関する特別委員会	関西広域連合(仮称)調査特別委員会
委員数 (会派内訳)	11人(自民党6、民主党3、公明党2)	11人(自民党4、民主党4、共産党1、湖政会1、対話の会1)	17人(自民党7、民主党4、共産党3、公明党2、創生1)	20人(自民党8、民主党4、公明党4、共産党2、維新1、府民1)	12人(自民党7、真わかやま(民主系)2、共産党1、公明党1、清新クラブ1)	12人(自民党・新政会3、自民党・交友会2、明政会(自民系)2、新風・民主クラブ2、共産党1、無所属クラブ1、公明党1)
付議事件	「関西広域連合(仮称)」に関する事項等	地方分権の推進および行財政改革に関する調査研究 ※「関西広域連合について」は重点的調査研究項目(H21)	「関西広域連合(仮称)」に関する事項	「関西広域連合(仮称)」について府民からの視点に立ったものとするため総合的に調査検討及び提言	行政改革、県行政に係る基本計画等及び関西広域連合(仮称)について	関西広域連合(仮称)に関する調査について
審議状況	<ul style="list-style-type: none"> ○H21.6.12 ・正副委員長の互選 ・近畿2府4県議会議長会に関する報告 ・委員会の運営 ○H21.6.17 ・関西広域連合の概要 ・広域連合設立の背景 	<ul style="list-style-type: none"> ○H20.5.19 ・関西広域連合(仮称)構想の概略 ○H20.12.18 ・関西広域連合(仮称)の概要 ○H21.5.20 ・関西広域連合の検討状況 ○H21.6.17 ・関西広域連合(仮称)概要 	<ul style="list-style-type: none"> ○H20.12.17 ・正副委員長の選任 ○H21.2.5 ・広域連合制度 ・関西広域連合(仮称)の概要等 ○H21.3.11 ・各府県動向 ・道州制との関係 ・広域連合の必要性等 ○H21.6.12 ・関西広域連合(仮称)の概要説明 ・今後の委員会運営 ○H21.7.8 ・関西広域連合(仮称)の実施事務 ・関西広域連合(仮称)の概要等 	<ul style="list-style-type: none"> ○H21.6.22 ・運営方針及びスケジュールの決定 ・関西広域連合(仮称)設立に向けた現状の説明聴取 ○H21.7.13 ・大阪府町村長会会長、大阪府市長会会長からの意見聴取及び意見交換 		

第4回 平成21年11月10日（火）

府関係理事者から、「関西広域連合（仮称）に関する8月以降の動き及び他府県の状態」について説明を聴取した。概要は次のとおりである。

理事者からの説明

（関西広域連合の設立に向けた検討状況）

(1) 8月4日 関西広域機構分権改革推進第5回本部会議について

○次回本部会議で広域連合の設立案を定めることを申し合わせ

会議後、分権改革推進本部を中心に、参加に前向きな滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県及び鳥取県並びに判断を留保している三重県の2府6県で具体的な取り組み、組織体制、事務等の検討整理を進めている。

(2) 10月30日 近畿2府4県議会議長会（KUの分権改革推進本部の副本部長（井戸兵庫県知事）との意見交換会を含む）について

○福井、鳥取、徳島の議長と各府県議会に設置された関西広域連合関係の特別委員会の委員長も参加。

○議長等に対して、各府県の検討結果を反映した関西広域連合（仮称）設立（案）を示し、井戸分権改革推進本部副本部長から状況説明。

○近畿2府8県議会のうち7府県で特別委員会が設置。

○各府県の特別委員会同士での交流について、今後各府県の間で調整を行う予定。

○今後改めて各府県知事からの説明を受けながら、引き続き各議会における議論を深めることを確認。

(3) 11月4日 近畿ブロック知事会議について

○橋下知事から、関西広域連合のもとに国の出先機関を丸ごと配置（組織的に包括的な移管）する試案を提案、移管に関して種々の議論

・近畿ブロック知事会議で国の出先機関の事務の事業仕分けを行う。

・今後、具体的な事業仕分けの方法などについては、京都府を中心に検討。

○関西広域連合への参加について、福井県、三重県、奈良県から当初からの参加には慎重という姿勢が示された。

(4) 府内市町村との調整状況について

○市町村に対し、関西広域連合の設立の意義、検討状況及び国の出先機関を受ける等の提案について説明。

(今後のスケジュール)

目標として、最速で来年の2月議会に規約案を提案。

最終的な設立案の取りまとめのための本部会議を12月末か1月上旬に予定。

委員との質疑応答

(委員)

近畿では周産期の広域連携が現在行われているが、広域連合では、3年の間に医療計画とかを策定や仕組みづくりだけ行って、今の連携はそのまま残しておいて、3年たてば広域連合のほうで実施するという考え方で各府県はまとまっているのか。

(答弁)

分野によっても違うが、基本的には初年度は広域計画をつくるということがまず第一の仕事になる。

それと別に、現在既に行われている連携事業について、これを広域連合のもとに移管をしていく、あるいはその連携組織との関係を円滑に進めるという作業が入ってくるので、それをこの設立当初に行っていくことになる。

(委員)

例えばこんな設立案の内容で、これでいいかと言われたら、ある程度ブレークダウンしてもらわないと、議会では議論できない。その辺のことを各都道府県でばらばらにやったらまとまる話じゃないし、例えば事業の列挙にしたって、うちの県はこの事業は参加するけど、これは参加できないとか、こんな議論がいっぱいあると思う。その辺はどういうふうに議会に提案してくるのか、説明できるか。

(答弁)

議会にまず大前提として御判断いただくのは、設立していいのかどうか、ここの問題が一番大きいと思う。当然、設立をするということになれば、この団体がどういう役割を果たすのか、そういう点で案というものを書かしていただいて、規約の中でそれぞれの事業の展開の方向というか、設立当初はこういうスタート台でいいのかどうか、中身を見きわめていただくために案をつくって御議論をいただいていると思う。

我々の思いとしては、この特別委員会では、まず設立をしていいものなのかどうか、その設立はどういう意味があるのかということをしつかり御審議、あるいは我々のほうから説明をさしていただいて判断をしていただこうと考えている。

(委員)

例えば府議会のほうで、予算とかが一応これでいいと決まったら、その次はどうなるのか。また、府が先行的にそれで行こうとなったら、どうなるのか。

(答弁)

皆が同意ということになれば、総務大臣に設立の許可の申請を行うという段取りになる。

例えば大阪府だけが合意し、ほかの府県は否決されたということになった場合は、この規約そのものが成立しない。

仮に五つの府県が出したときに、一つの府県が否決されたということになると、その府県を除いてつくるかつくらないかということで、改めて議案を御提出さしていただくということになる。

．．． ■ ．．． ■ ．．． ■ ．．． ■ ．．． ■ ．．．

【配布資料】

- ・ 関西広域連合（仮称）の設立（案）について
- ・ **【補足資料】**（参考）関西広域連合（仮称）議会議席配分試算
- ・ 各府県議会における広域連合に係る検討状況
- ・ 地方分権の推進に関する近畿2府7県議会議長の確認
- ・ 近畿ブロック知事会議に関する報告

第5回 平成22年2月24日（水）

府関係理事者から、「関西広域連合（仮称）設立準備部会の概要及び規約案等」について説明を聴取した。概要は次のとおりである。

知事あいさつ

関西広域連合は地域主権の突破口というふうに位置づけている。

今の民主党政権では、上から道州制ということを一方向的に押しつけることはしないと地域主権戦略会議の中で言っているの、ほんとに道州制を目指すのであれば、地域のほうから声をあげないといけない。

夏には地域主権戦略会議において地域主権大綱がとりまとめられる。この時、これまで言ってきた霞ヶ関の解体、中央集権打破ということにおいて1番の懸案事項である国の出先機関の廃止、これに伴う受け皿が地方側になれば、国が全部それをつかさどることになる。これはほんとに危険な状況。

今、都道府県でできないことは近畿地方整備局と国の出先機関でやっているが、このまま地方側に受け皿がなければスーパー中央集権国家ができるのではないかと懸念している。それを阻止するためにも、早期に関西広域連合を設立しなければならぬ。このタイミングを逃すと行政的な意味合いだけになってしまい、意味がなくなる。

私としては、この2月議会に何としてでも提案し、議会で御議論いただき、賛成を得たところだけでもやっていくべきだと考えていたが、知事の会合において、時期尚早、議会に対してまず説明の段階、ということになった。

したがって、この2月議会では、説明の段階でとどめさせていただきたい。

理事者からの説明

（関西広域連合（仮称）設立準備部会の概要と規約案等について）

- ・規約案について、逐条で説明。
- ・構成団体として滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、徳島、この7府県が設立当初からの参加を目指す。
- ・広域連合議会の制度設計、議席配分について、議員総数を20人、本府の議員配分を5人とする。（理事者側がお示しをするたたき台）
- ・分賦金算定の考え方について、総務関係費は原則として各団体の均等負担、各事業費は人口など事業ごとの受益に応じた指標により算定。
- ・今回知事間で基本的に合意をされた規約案を各府県議会の特別委員会に説明し、その議論も踏まえながら、今年中の適切な時期に関係府県が足並みをそろえて正式に提案。

委員との質疑応答

(委員)

今回(関西広域連合(仮称))は国の出先機関をいただくための受け皿ではあり得ないということか。

(知事)

ドクターヘリとか観光のいろんな計画とかは、この広域連合でやっていくけれども、国の出先機関の仕事を受けるというのは、まだちょっとツーステップぐらい段階を踏まないといけないと思っている。

(委員)

議会で議論して中身を変えたら、事務方が困る。他府県との話ができない。ここにこの問題の大きな課題があると思う。だから、そのところを手法で解決できるような何とか整理をしてほしいというのが1点。

それから、一番最後になって課題になってくるのは政令市の問題。この広域連合の各府県の知事との協議の中で、政令市をどうするのかというのが、1つ疑問がある。

それから、肝心の府民の人がこの広域連合でメリットを感じられるように広報、PRをどうしていくか。この3点ぐらい問題があると思う。

(知事)

広域連合の法律は欠陥法。問題点をきちんと総務省にも言って、地方からの連合というものを後押しするような法律改正を迫っていく。

政令市の問題は、エリアの中に、エリアで区切ってしまって、そこに基礎自治の仕事も広域行政の仕事も全部ほうり込んでしまったがゆえにこんなおかしなことになってしまっている。大阪から広域行政の仕事とコミュニティーの基礎自治の仕事をしっかり分けて、そうすればこの広域行政の仕事は広域連合でやればまとまりがとれると思う。府市再編——広域行政と基礎自治の整理というものが必要不可欠なのかなと思っている。

ただ、他府県では、政令市問題は非常にタブー視されているので、大阪府から、行政区域を抜本的に改めるような動きをやらざるを得ないと思っている。

市民に対するPRということだが、広域行政というのはあんまり市民に直接感してもらってメリットはないのが普通だと僕は思っている。住民サービスに直接影響することは基礎自治の話だから。僕は、これで都市間競争に打ち勝っていく、他の外国に対して打ち勝っていくということを中心に言っていくことが重要なのかなと思っている。

(委員)

直接市民のサービスがよくなるだけではなく、広域連合をやることによって、例えば大阪府の経費がこれだけ削減できるとか、広域連合を目指したらこうなるというこ

とを府民に示さないと……。府民を置き去りにした議論になってしまう。

(知 事)

住民サービスということでないなら、わかった。それは重要だと思っている。

(委 員)

広域連合であっても、新型インフルエンザなどの緊急性を要するものについては司令塔は一つでいいと思っている。

その辺のことは十分議論をしていただきたいと思う。

(知 事)

この広域連合では、多分、決定権を持つ指揮官一人のかたちにはならない。

広域行政においては、調整とか連携とかそういう話じゃなくて、やっぱり決定権者を一人置いて、責任者を一人置いて、その判断が間違っていれば責任をとらされるというような形での行政の仕組みをつくらなきゃいけないという意味で、広域連合はまだまだ不十分かもわからないが、最終的には道州制を目指す、その声を上げる第一歩というところなのかなと思っている。

..... ■ ■ ■ ■ ■

【配布資料】

- ・ 関西広域機構分権改革推進本部 関西広域連合（仮称）設立準備部会〔関係府県知事会議〕開催結果
- ・ 規約案
- ・ 分賦金の試算
- ・ 関西広域連合（仮称）設立案
- ・ 関西広域連合（仮称）の事務概要（案）

第6回 平成22年4月26日（月）

同志社大学・教授の市川喜崇氏を有識者として招聘し、「広域行政の課題と関西広域連合」についての講演と意見交換を行った。概要は次のとおりである。

同志社大学法学部・教授 市川 喜崇氏

（事務の共同処理の現状から考える）

事実の確認

市町村と比べて都道府県の広域行政というのは、実は非常に少ない。少なくともこれまでのところは少ないというのが現状だ。特に、実質的な広域行政である一部事務組合と広域連合は、都道府県の場合は2つしかありません。広域連合としては、今回初めてのケースということになる。

市町村の場合はどういう局面で広域行政が行われているか

市町村における一部事務組合と広域連合は、1つの特徴として提携的な業務であるということと関連して規模の利益、スケールメリットを得られやすいということ。共同処理の場合、デメリットを抱えるのは当然であり、それを上回るメリットがあるから実施するということになる。

府県を越えた広域的行政需要や行政課題について

広域連携の手法として、自治法上は広域連合、一部事務組合、事務の委託、機関の共同設置あるいは協議会の5つの手法があるが、府県を越えた広域連携のほとんどは、この任意の協議会で行われているのではないかと思う。

どちらかというとなら府県を越える広域的行政課題というのは、戦略的なものが多いのではないかという気はしており、戦略的なレベルでの情報交換みたいなことは、かなり頻繁に行われている。

また、両者の利益になるようなものはできるけれども、ある地域に重点的に資源配分をするということは、やはりなかなか現実問題としては難しいと思う。

（一部事務組合と広域連合）

広域連合と一部事務組合との違いについて、通常、事務の共同処理機関というのは受け身の存在だが、広域連合は構成団体に対して規約の変更を要請できる。

もう1つの違いは、直接公選であれ、間接選挙であれ、長を必ず選挙で選ぶ制度であることだ。

また、直接請求制度が適用され、権限移譲も要請でき、複数の事務を処理するに当たっての制約が少ないといった幾つの特徴がある。

ただ、現実には設置された広域連合は、ほとんどが一部事務組合と大差がないものとなっている。それは、能動的、主体的に構成団体に働きかけるような、ある種その構

成団体から相対的に自立をした強力な広域行政機構という姿からはほど遠いというのが現実であるし、直接公選の事例は、私の知る限りまだ一例もないはずだ。

一部事務組合にしても広域連合にしても、課税権を持たない団体である。つまり、構成団体の分賦金等によって維持される団体である。そういう団体が強力な構成団体から一定自立した意思を持つということは、これは非常に運営上問題が起きることだと思う。広域的な事務処理機構というのは、ガバナンスの難しい組織だ。

直接選挙でやらない限りは、充て職じゃないと言っても、これは間接選挙だから間接統制である。間接統制の弊害を克服する制度として、住民の直接請求ができるが、現実的にそれのみに頼って住民統制をやるというのは無理だ。

(国の出先機関の事務の移管について)

国の出先機関の事務の移管について、どう考えるかということは一つの重要なことである。広域連合では、複雑な利害調整は難しい。少なくとも複雑な利害調整があるような事務をしょい込むことは、混乱につながるおそれがあると思う。

多くのものは都道府県ごとの単独の処理で可能で、情報の共有等で連絡をすればよい。社会資本整備については広域間の協力が必要だけれども、それでも国道管理のようなことであれば、基本的に協議会レベルで連絡調整をすればよいだろうと思う。

また、河川のようなケースになると、かなり複雑な利害調整や災害対応も出てくる。ダムをつくるかつくらないかということになれば、現実には利害調整をするのは個々の構成団体なわけで、市町村がごみの焼却場でやってるのと同じような、あるいはそれ以上の複雑な利害調整が待っている。災害対応にしても、知事が現場責任者として陣頭指揮に当たるとというのが普通の姿だとすると、果たして広域連合のほうに向いているのかの判断は難しいところがあるような気がする。

(まとめ)

基本的には余り頭でっかちに考える話ではなく、必要に応じて考えていくことだと思う。

関西の場合は、ほかの地域と比べても広域連携の課題は多いと思うし、広域連合ができることによって、象徴的な効果もあるだろうと思う。

ただ、単独処理と比べていろんな問題点を抱えている制度なので、理念と実践知を比較考量しながら、やるやらない、またやるとした場合にどういう一歩を踏み出すかということをお判断いただければと思う。

委員との意見交換

(委員)

広域連合でなければできないような課題があるかどうか、どんなふうにお考えか。

(講師)

一部事務組合の場合は、複数の事務を処理することについての制約がかなり大きい制度だ。すべての構成団体が同じ事務をやらなきゃいけない。実は、一部事務組合の中にも変則的な複合事務組合というのがあって、相互に関連すればよいということにはなっているが、それでも制約がある。

広域連合の場合、そういう制約がないから、部分参加が可能になっている。そういう意味では一つ便利な制度だと思う。

もう一つは協議会でもできるかもしれないことを束ねる意味ということがあると思う。協議会だと法人格がなく事務処理主体にはなれないから、機構が実際に事務を処理していくことになれば、これは一部事務組合か広域連合しかないわけである。

また、関西で広域的にやっていくという象徴的な意味は、十分にあると思う。

あとは、現実に発動するかどうかは別として、直接請求の規定も一応あるので、そういうことを総合的にどう判断するかということだと思う。

(委員)

道州制を考えるに当たって、関西広域連合を一つのステップとして関西州を実現していこうというこのプロセスがよく論じられるのだが、この関係はどんなのだろうか。

(講師)

実は市町村合併のときに、広域連合を足がかりに合併をすべきだという議論と、こういうものがあるから、それで済ませることがができるから、合併に進まないんじゃないかという二つの議論があった。

どういう認識で踏み出すかということにもよると思う。これをステップに道州制ということもあり得るだろうし、あるいはこれがあるから道州制は必要ないんじゃないかという議論もあり得ると思う。

ここの議論を整理しないと、関西広域連合に賛成をするということが、道州制への賛意を表明することであると仮になったとする場合、ちゅうちょする議員さんというのは出てくるであろうという気は当然するわけである。

もう一つは、広域連合をつくる場合は、構成団体間の信頼関係が非常に重要である。特に首長間の信頼関係が1にも2にも重要です。もしそこで将来目標についてぎくしゃくした場合に、大丈夫なのかなという懸念を抱く議員さんが出てくるというのが、ある意味で自然な感覚ではないかと思う。

そこはいろんな議論があり得るし、ステップになるか、ステップにならないかということについても議論があるが、少なくともその整理をつけておかないと前に進め

ないであろうというふうに思う。

(委員)

例えばドイツなんかは、16州の連邦制だ。憲法も裁判所もあるが、我々が今議論していく道州制とかなり違う。問題解決に一番よさそうな制度を上手に使いながら、要はまとまっていけばええなという気持ちが強いのだが、ドイツなんかと比べてどう考えたらいいか。

(講師)

私は連邦制と道州制というのは、全く別物だというふうに考えている。道州制の延長線上に連邦制があるということではなくて、もし連邦制を目指すのであれば、それは基本的に別のものとして考えるべきであろうと思っている。

(委員)

国は片一方で道州制を、広域化をせよといい、片一方で政令市は認めると。やっていることに矛盾している部分がある気がするが、この辺のところはどうか。

(講師)

関西広域連合に関していえば、政令市であっても課題によると思うけれども、広域連携の必要な部分があると思う。政令市ができるということと広域連携ができるかどうかということは、これは別物だというふうに考えていいと思う。

この問題に限って言えば、必ずしも矛盾が起きているとは思っていないし、少なくとも起きないようにやることは可能ではないかと考えている。

(委員)

現実問題として、関西広域連合を考える場合に、政令市は余り積極的じゃない。そうすると、結果的に動きがとれんようになるのではないか。

(講師)

難しい判断だと思うが、広域連合が必要であれば、できるところで課題ごとにやっっていけばいいだろうし、課題によっては、政令市としても参加したほうがいいというものも出てくるかもしれないから、それはそれで参加すればいいと、柔軟に考えていい問題ではないかと思っている。

(委員)

関西広域連合は、国の出先機関の廃止ということの一つの目標にしているのだが、例えば、せんだってから大戸川ダムをめぐって知事間でいろんな議論があって、なかなか議論がしっかりと進まないということがあった。

こういった課題について関西広域連合で調整できるのか、府県は存置するから、府県の利害というのが出てくるのか、その辺のお考えはいかがか。

(講 師)

基本的には、これは実践の中で考えていくことになると思う。つまり、協力がどこまで進んでいくかということだが、私は今の段階で行くとなかなか難しいような気がする。個々に住民に対して責任を持っているし、河川について流域間の利害を一致させるというのは、非常に難しいというふうに私は考えている。

河川の場合は、実質的に府県をまたがる河川についてうまくいくかどうか、かなり慎重な判断が必要ではないかというふうに考えている。

(委 員)

関西広域連合（仮称）を進めるに当たって必要なもの、優先順位でいったら何が必要なのか。方向性を教えていただけたら。

(講 師)

進めるか、進めないかという議論はもちろんあるわけだが、仮に進めるとしたら、小さな一歩というのは、私は正しい判断だと思う。

小さな一歩だったらやらなくても同じじゃないかという議論もあると思うが、これは積み重ねだし、信頼関係が築いていけるかどうかということだから、進めるのであれば小さく始めるというのは、これは正しい判断だと思う。

あと、具体的な課題を解決していき、やっぱり必要なんだと思わせるということではないかと思う。

また、最初から過大な期待は抱かない。これが非常に重要なことだと思う。

．．． ■ ．．． ■ ．．． ■ ．．． ■ ．．． ■ ．．．

【配布資料】

- ・ 広域行政の課題と関西広域連合 レジюме
- ・ (参考) 一部事務組合と広域連合との主な相違点
- ・ (参考) 全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム会議（平成 22 年 4 月 15 日開催）」配布資料 資料 2、3

第7回 平成22年6月16日（水）

これまでの本委員会における調査検討を踏まえ、府関係理事者に対する質疑を行った。質疑の概要は次のとおりである。

○古川 照人委員

【関西広域連合の早期設立】

（委員）府県を越えて広域で事務を担おうとする関西広域連合は、現行制度でも実現が十分可能であり、国の出先機関が持つ権限や事務事業の受け皿として、有効かつ効率的であると考えている。国の形を変えるという目的から見れば、わが会派の目指す大阪都構想と同じであり、車の両輪と考えている。

そうした観点から関西広域連合の早期設立、早期実現を求めてきたが、ことしの2月議会あるいは5月議会への議案提出の可能性もあると言われていたにもかかわらず実現していない。なぜこのような状況になったのか。

（答弁）関西広域連合が発足するためには、広域連合を構成するすべての府県議会で同一の規約案を承認いただく必要があり、関係府県が足並みをそろえて正式に議案をすることが必要がある。

これまでも各府県議会の調査特別委員会などで議論をいただいているが、一部の府県では6月議会に提案するまでには至っていないという判断があったため。

（委員）現在、政府においては、地域主権戦略会議を設け地域主権戦略大綱の策定を進めており、国の出先機関改革は、その中の大きな柱の一つであると認識している。

国に出先機関改革のさらなる取り組みを促すためにも、しかるべきタイミングに関西広域連合を設立し、受け皿としての役割を積極的に担う自信と覚悟があると示すことが肝要と思うが、どのように考えるか。

（答弁）政府はこの夏にも地域主権戦略大綱を策定すべく現在検討を進めている。その中で、国の出先機関改革の基本的な考え方を整理する予定と聞いている。

既に全国知事会でも、国の出先機関の原則廃止に向けた報告書の取りまとめを進めており、今後国の出先機関の事務権限の見直し、あるいは受け皿となる自治体間連携の自発的な形成等を踏まえた具体的な改革の検討を進めることになっている。

こうした状況を踏まえ、ことし中の適切な時期に関係府県が足並みをそろえて正式に議案を提案するという関係府県知事会議の申し合わせに沿って、各府県とも調整を進めているところである。

（委員）仮に、現在参加の意思表示をしている関係7府県で、議会に正式提案した後、一部の府県議会で議案が否決された場合、その後の手続はどうなるのか。

否決された議会を除いて、議会で可決、同意を得た府県のみで設立できるのか。

(答弁) 関係府県議会のうち、一つでも同意いただけない議会があれば広域連合の設立はできない。例えば、関係7府県のうち2府県で議会の同意が得られなかったとした場合、残る5府県を構成団体とする規約案を新たにつくり直して5府県に提案し直すことになる。または否決された2府県の議会にも同意いただけるような規約の修正案を用意し、改めてすべての府県の議会で諮って同意をいただく必要がある。

(委員) 一部の議会で否決されると、規約案を修正して再度提案し直すということだが、非常に事前の調整に時間と手間がかかってしまう。もう少し簡素な手続で設立を可能となるよう国に制度改正を求めていくべきではないか。

(答弁) 現行制度は、広域連合の設立あるいは規約の変更などに、手続として関係する府県議会すべての同意を求めており、事前の調整にかなりの手間を要する制度となっている。

国の出先機関改革を進めるためにも、各地域でその受け皿を早期に用意する必要があり、全国知事会の国の出先機関原則廃止プロジェクトチームに制度改正が必要との提案をしているところである。

(委員) 府民、県民の視点から見た関西広域連合のメリットというものは何か。

(答弁) 関西広域連合のメリットは、一つには、単独の府県では多額の経費がかかるドクターヘリの運行や、資格試験、免許事務のように各府県で同じように実施をしている事務を広域で集約して行うことにより、効率的な事務の執行が可能になること。

二つ目には、従来から実施している各府県間の連携事業などを連合議会など住民のチェックのもとに置くことで責任ある行政運営が可能になること。

三つ目には、これまで住民の監視が及ばなかった国の出先機関の権限事務の受け皿となることで、住民の意思を反映したより効率的な行政運営を実現できることであると考えている。

(委員) 府民、県民の理解を得て進めていくことが一番重要になってくる。関西広域連合の意義について、府民、県民への周知を早急に図るべきだと考えるが、その対応はどうなっているか。

(答弁) これまでも関西広域機構——KUのホームページに、関西広域連合のコーナーを設けるとともに、パンフレットを作成して周知を図ってきたところ。

大阪府としても関西広域連合の設立案について、パブリックコメントに準じた府民の意見を募集するなどの取り組みを進めたい。

(委員) 今後の議会への正式提案に向けたスケジュールはどのようになっているか。

(答弁) 現在関係府県の議会で議論をいただいているところ。早ければ8月中にも関係府県の知事が集まって、いつの時点で議会に提案するのか決めていただきた

いと考えている。なるべく早期に提案できるよう、関係府県と調整していきたい。

(委員) この提案時期を失しては、地域主権改革も前に進まなくなってしまう。大阪府も黒子に徹して関係府県との調整を進め、9月議会にはあらゆるハードルを越えて、関係府県が足並みをそろえて提案できるよう強く改めてお願いしたい。

我々大阪維新の会は、関西広域連合や大阪都という新たな地域経営のモデルを全国に発信し、大阪から関西を、関西から日本という国を変える原動力となるよう行動を起こしていきたいと考えている。一日でも早く関西広域連合が実現できることを要望して、質問を終わる。

○畠 成章委員

【奈良県他不参加団体について】

(委員) 近畿ブロック知事会議も非常に温度差が露呈している。これは一体何なのか。

人口では、大阪が880万で兵庫県が550万とするならば、徳島県なんかは60何万人。人口規模が全然違う。それでも7分野のうち一致できる分野が、観光を初めドクターヘリなどの医療に関してなど3項目ぐらいはできるということなので、それを前向きにやっていかなければならない。

ところが、観光で思い出すのが、今、平城遷都1300年というのをやっている。こんな大きな歴史的な観光イベントをやっているのに、奈良県の人に関西で一致してやらないかと提案しても、いや、この平城遷都は関西広域連合のことじゃない、奈良県のことだと言われてしまうと、どうしようもない。

北陸新幹線の話一つにしても関係府縣市それぞれの考えは違うし、政令指定都市なんかは大都市制度なんていって、まだオブザーバーでいいんだと言っている。こんな段階の中どのように整理するのか。

(答弁) 関西広域連合については、既に三重県、福井県、奈良県、それから政令市が不参加ということで発足当初の参加を見送っている。参加を見送った理由としては、3県については他圏域とのつながりもあるということ、それから大阪一極集中を招くのではないかということ、また屋上屋を架すおそれがあるからという発言がされている。政令市については、発足当初は府県の事務が中心であることを理由に挙げている。

(委員) 関西広域連合を推進して、地域主権を進めるとというのが我が党の考え方だから、この件については賛成だ。賛成の立場からも、もう少し再確認しないと。

関西広域連合のテーマが今は7分野だが、やるについて議論が熟してないと。秋になったら熟すんだという、柿じゃないが、そんなわけにはまいらん。この議論はそういうシーズンで熟すものではなくて、角度を変えてやらないと。

特に広域連合だから、入らないからといって奈良県を積み残すわけにはいかない。次の知事会では、各県の知事に対して意思統一できるように、もう少し

事務担当の方が努力してもらいたいが、どうか。

(答弁) 私ども含めて各府県とも年内の議会への提案に向けて、申し合わせ事項が実行できるように、努力してまいりたいと考えている。

(委員) 河川の問題や高規格道路の問題が出てくれば、広域でやっていくという姿が見えるのだが、河川にはいろいろな歴史的経緯があるものの、災害対策が今後のテーマになるのだから、河川管理を地方で受けて、本当に対応できるのかという問題点をもっと出すべきである。広域連合で権限委譲を受ければ府県を越える河川管理にも対応できると思っているか。

(答弁) 今直ちにとということではないが、府県を越えた、特に河川管理については非常に大きな責任を伴うものであり、そういうことを受け取れるようでないと、国の出先機関を取ってくるということにならないので、覚悟を持って仕組みづくりに努めてまいりたい。

(委員) 関西広域連合の事務として挙げられている7分野の中で、観光すら奈良県と既に連携できていない。河川でもそう。だから、文書では権限移譲、権限委譲と言うが、中にはそう簡単に言えるものでないことが項目に入っている。書面だけを見て議論するのではなく、実際に地域住民の財産を守り、安全や安心を守るべき立場にあるのだから、我々はもう一度この機会に確認をしておかねばならないのではないか。行政をただスリム化して、効率化してという議論とは別に、こんなはずではなかったというようなことにならないよう、簡単な問題ではないことを実感すべき。

広域連合は間違いなくやらないといけないと思うが、きちんと点検していく必要があるということを申し上げておく。

○西尾 佳晃委員

【広域連合における他府県との温度差】

(委員) それぞれの議会の中で足並みがそろっていない現状の中で、議会への提案をもう一度確認しておきたい。

(答弁) 知事間の申し合わせでは、ことし中の適切な時期に関係府県がそろって正式に議案をお諮りすることになっている。年内ということで理解をしている。

(委員) 比較的先行組である京都府議会の中でも、相当な議論があり、新聞報道によれば前回は委員会が始まって5分で閉じてしまったということである。

私も京都の同じ党の同僚議員からも、いろんな話を聞いているが、京都府議会ですべてあのような議論が出てなかなか前に進まなかったのかという情報は得ているか。

(答弁) 聞いているところでは、京都府議会では平成21年の2月から特別委員会を設置して議論を重ねてこられた。その委員会の議論の中で、そもそも理事者が

スケジュールありきで話を進めており、これは議会軽視ではないのかという指摘があった。また、4月に京都府の知事選挙があったので、京都府知事が6月議会への提案はできないと判断した。

(委員) 京都府議会でも同様の議論があったように聞いているが、黒子に徹しなければならない人は、やっぱり黒子に徹しなければならないのではないのかという議論があり、なかなか前に進んでいないということをあえて申し添えておきたい。

それぞれの議会でこれだけ温度差がある中で、参加をしようとしているすべての自治体が横並びにならなくても、あえてスタートを切ってしまうというような考え方でいいのか。

(答弁) 申し合わせでは、関係する7府県で足並みをそろえるということで、そのように調整を進めている。先日開催された近畿ブロック知事会議の場でも、関係する府県知事の間で、できるだけ早い設置を目指そうという確認がされたところ。

(委員) 私どもの会派においては、この委員会が始まった当初から、関西広域については前向きに取り組んでいこうと。例えば国の出先機関の受け皿となるべきようなという、一部事務組合とは違って、広域連合はそういった大きなものが最終点にはあるわけだから、前向きに進めていこうということで今まで議論をしてきた。この考え方は変わらないということだけは申し添えておきたいと思う。

【広域連合への政令指定都市の参加】

(委員) 現段階において、政令市は参加をしないということだが、このことは、KU側が見限ったのか、あるいは府県側が見限ったことなのか。

(答弁) 各政令指定都市は、国の出先機関からの権限移譲などで今後広域連合の機能が拡充されることになれば、参加について検討されると聞いている。

広域連合の組織としても、構成団体の長、知事で構成する広域連合委員会の中には連携団体として各政令市長も出席し意見を述べるができるようになってほかに、広域連合の将来像について幅広く意見を求めるために設置する広域連合協議会のメンバーとしても各政令市の市長に参加を求めている。そういう形で継続的な関係を維持する中で、参加に向けて働きかけを行っていきたい。

【道州制と関西広域連合・大都市のあり方検討との関連性】

(委員) 橋下知事は、関西州の実現を将来の目標に関西広域連合の早期設立を目指すということを含めて挙げられた。一方、滋賀県の嘉田知事は、関西州につながるような広域連合ならば参加をしないというような発言をされた。その場で橋下知事が、これは道州制に結びつけるものではないというような発言をさ

れているが、また別に大阪都構想のことも言われている。それぞれの関連性があるのかなのか、またあるとすれば互いにどういった位置づけをされているのか。

(答弁)最終的に関西州の実現を目指すということについては変わりはない。ただし、その実現には国民的なコンセンサスづくりや、抜本的な法改正というハードルがあるので、すぐにといいわけにはいかない。そういう意味で、待っているだけでは地域主権改革は大きく前進しないし、大阪、関西の発展もないというのが知事の思いではないか。

関西州を実現するという大きい目標に向かって、まず一つ目に、現行法で可能な関西広域連合というものを設立させ、国の出先機関の受け皿として整備をしていく。その中で、府県を越える広域行政の責任主体をつくっていくことをまず第一歩にしたい。

二つ目としては、国で行われる地方自治法の抜本改正、地方政府基本法の制定にねらいを定めて広域自治体と基礎自治体の役割分担を明確にし、府域の広域機能を一元化していくという新しい大都市制度を提案し実現していきたい。

この二つの取り組みを同時に進めることにより、大阪、関西から地域主権改革の機運を高め、最終的には関西州の実現につなげていきたい。

(委員)だれのための関西広域連合なのか、どんな成果が上がるのか、住民にとってどういったメリットがあるのか、という目線は忘れてはならない。

本当に少ない参加府県で、見切りスタートするのがいいのかどうかというのも疑問に思っている。それぞれの自治体間の議論あるいは調整を早急に詰めながら、関西広域連合を実効のあるものにしていただきたい。

○光澤 忍委員

【知事の政治手法について】

(委員)そもそもこの関西広域連合、我々も反対の立場ではなく何とか前へ転がそうと、進めようという思いでやってきた。しかし、調査特別委員会を開催していくたびに知事から違う形の発信がどんどんなされていく中で、果たしてこの広域連合の調査特別委員会の存在そのものが意味あるのかという思いもする。

先日自治制度研究会が開催されたが、その中でどういう提案がされたか。

(答弁)まず今なぜ大阪で新しい大都市制度が必要なのか、もう一つは、府市の二重行政等の問題からどうなのか。こういう点をしっかり見極めた上でその必要性について共通の理解を得ようということで、2回目の研究会を開催した。

その中で、なかなか今の大阪というのが上向き志向になっておらず、人・物・情報の集積量が落ちているのではないかと、ということについては理解が得られた。

その原因としては、府市の政策でうまく協調ができていない実態もあるのではないかということ。ただし、その原因が大都市制度そのものにあるのか、あるいは大阪市と大阪府の連携がうまくいかなかったからだけなのかについてはさらに調査をする必要があるということで、次回、特に制度面での調査研究をしっかりとやろうということで、東京都制との比較作業をしているところ。

(委員) 今の発言の中の非常に大事な部分である、丁寧にやっていくという中で、この委員会でもきっちり議論をしていくべきではなかったのか。

大阪府として議会に提出する設立案等はすでにできているのか。

(答弁) 設立案は各府県共通のもので、1月8日の知事会議の際に合意されている。

ただ、微修正あるいは予算案の微修正はあるので、それは随時やっていく。正式に議会に上程する日程が固まれば、その段階で最終案を固めるというスケジュール。

(委員) 大都市問題、都構想、そしてこの広域連合、道州制の問題、きちっと立て分け整理しないと、我々議会も混乱するし、府民にとっても何が何やらわからず判断できない。そこはしっかりしていただきたい。

要望として、これからの地域主権は、一方的にやっていける改革ではなくて、丁寧に当事者同士、自治体同士が調整していく、信頼関係が大事ではないか。知事の政治手法でもってどんどん発信されていく部分に対して、行政の政策としてどう出していけるのか、その辺を明確にして府民に周知徹底をしていただきたい。

○小松 久委員

【広域連合の組織と住民自治の観点】

(委員) 関西広域連合（仮称）設立案基本方針で、生活者重視の運営と書かれている。なぜ、住民自治の原則に立って広域連合長及び議員を構成団体府県民の直接選挙で選ばないのか。広域連合はガバナビリティーに欠けるのではないか。

(答弁) 広域連合制度においては、連合長、連合議会の議員ともに住民による直接選挙という方法をとることもできる。しかしながら、関西広域連合の発足当初の事務が小規模であること、それから直接選挙という方法をとった場合、多額の経費がかかることから、広域連合長については構成団体の長の互選、それから連合議会の議員については構成団体である各府県議会における間接選挙という形をとらせていただきたい。

(委員) 一つは直接選挙が保障されていないということ。次に関西広域連合が想定しているエリアの面積規模が広大であることに加え、人口規模でも2千万人を超えていること。これでは住民からのコントロールが可能とはいえないのではないか。

(答弁) 広域連合は、自治法に基づく地方公共団体の組合の一類型である。今回スタートは間接選挙だが、広域連合議会を備え、直接請求制度についても普通地方公共団体と同様の制度が認められているので、エリアが大きい、あるいは擁する人口が多いとしても、十分住民の意思を反映した運営というものは可能だと考えている。

具体的には、連合長を置くことと、連合の協議会あるいは連合委員会を設置して、関係府県それぞれの住民の意見は首長を通じて反映させていく。もう一つは、間接選挙とはいえ、議会を設置して、その地域住民の方の意見を反映して関西としての総意をつくっていくというやり方で反映していく。

【広域連合を広報・公聴する方法】

(委員) 大阪府として、公聴会や府民アンケートなど広く府民の意見を反映させる必要があると考える。伝えるだけではなくて、パブリックリレーションズ、公聴。府は具体的にどのような工程を考えているか。

先ほども他会派の議員からもあったが、関西州、地域主権型道州制、大阪都、大都市制度の研究。さまざま、知事だけじゃなく、各政党や経済界からも言われている中で、関西広域連合はどういう中身でどういう想定をしていて、住民の意見がどうやってくみ取られていくのかということについて、府民はほとんどわかっていない。

(答弁) 意見募集については、6月下旬ぐらいから始めて、1か月程度やっていきたい。

(委員) 府民意見の募集は聞くほう。私が言ったのは公聴会。せめて旧府民センター単位ぐらい（大阪市でも別途）で、やっていく必要があるのではないか。

【国の出先機関の権限の受け皿論、道州制との関連】

(委員) 本来、国は雇用、社会保障、教育、産業振興など国民生活にかかわるナショナルミニマムの達成に責任を果たすとともに、都道府県、市町村が住民福祉の増進のためにその役割を發揮できるよう、権限と財源の適正化を図ることが憲法の求めるところ。

設立案には、中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会、地域分権改革の突破口という言葉が並べられ、国からの事務移譲に基づく事務の一元的処理、国と地方の二重行政解消などという短絡的な分業論が書かれていることに私は違和感を感じる。憲法が求める地方自治の本旨とは本質を異にするのではないか。

(答弁) 憲法が求める、あるいは地方自治の本旨、あるいは地方自治法の趣旨、規定、こういうものと違和感があるとは思わない。

(委員) 大阪府が考える関西広域連合は、財界と歩調を合わせた道州制へのステップ

であり、同時に国の出先機関の事務を奪ってくる受け皿づくりにすぎないのではないか。だから、府民に優位性を示せないのではないか。他府県の状況も含めてどうか。

(答弁) 関西広域連合が国から権限移譲を受けて実施する事務は、設立案の中にも記載しているが、現在、全国知事会などが取り組んでいる国の出先機関の事業仕分けの結果を踏まえ、関西広域連合への事務移譲に必要な法整備を国に求めていくことになっている。

政府においても、地域主権戦略会議において、3月に発表された全国知事会の国の出先原則廃止プロジェクトチームの中間報告なども参考にして検討を進めている。

このような検討の推移を見守りつつ、現在国の出先機関が実施している事務のうち、本省において実施すべきもの、あるいは府県、政令市が直接国から権限移譲を受けて実施するものを除いて、関西の広域課題の解消に資するような府県域を越える事務について、国から関西広域連合が事務移譲を受けようするものである。

(委員) 知事は去年の9月2日の記者会見で、住民メリットはほとんどないと言っている。現在の広域連携でなぜやれないのか。広域連合を設立することで、福祉の増進にとって具体的にどうなるのか、府民にとってどういう利益があるのか。広域連合では長も議会も直接選挙で選ばれない。そういうところに託して、なおかつそれを上回るメリットが示せないというのなら、府民に説明をし、意見をもらい、議会に提案するという段階にまで成熟していないのではないか。

(答弁) 知事の発言は、設立当初に予定している関西広域連合の事務が小規模なものであり、また広域自治体である府県の事務が中心となっていることから、身近な住民サービスを担っている基礎自治体とは異なり、府民が直接的なメリットを実感するのは難しいのではないかという趣旨であると理解している。

広域連携との違いは、広域連合は、連合議会など住民のチェックのもとにあるということと、連携では曖昧である行政の責任主体がはっきりすることが広域連合と広域連携の違いだと考えている。

(委員) 最後に申し上げておく。結局、国の出先機関の事務を奪ってくる、いわゆる受け皿論。道州制へのステップという位置づけを今日も大阪府としては続けている。府民にとって広域連合を設立する利益、メリット、必要性が今日の時点で全く明らかになっていない段階で、近畿ブロックの知事会議で規約案を調整をしてくる。まだ宿題は幾つもある。府民は理解していないし、そのための努力も十分なされていない中で、議案を調整して出すという段階にはないのではないか。

府民にとって、関係府県民にとって、広域連合を設立をすることが今の暮らし、企業の営業とどんなにかかわりを持っているのか、きちんと必要性、利益、

メリットの議論をしようと言いながらされてはいない。そのことについて厳しく指摘をしておく。

○ウルシハラ周義委員

【関西広域連合における一類感染症対策の検討】

(委員) 私どもの会派は、この関西広域連合を推進する立場で取り組んでいることを冒頭に申し上げさせていただく。

事務概要案の中で、広域的な新型インフルエンザ対策の検討・実施とある。第1フェーズの段階で関西広域連合で取り組むべき事項として考えられるのが、広域的な感染の拡大防止に努めていこうという危機管理上の観点からだと思う。

平成20年5月2日に検疫法が一部改正された。この第2条で検疫感染症に位置づけられるものが記述されており、第2項で新型インフルエンザ等の感染症、第1項では感染症法で指定されている一類の感染症、これが検疫感染症として位置づけられている。

したがって、広域的に取り組まなければならないのは、新型インフルエンザの拡大防止だけではない。それと、検疫をまずすり抜けさせず、でもすり抜けて侵入してしまったときには、絶対感染を拡大させてはならないという一類感染症だと思う。

この一類の感染症についても広域連合として取り組むべき事項として検討すべきではないか。

(答弁) 一類感染症については、長い間、日本の中では感染者及び発病者は出ていない。しかしながら、一類感染症は新型インフルエンザと同様に一たん入ると感染が非常に拡大する懸念がある。こうしたことから、新型インフルエンザと同じく他府県域を含めた中で広域として取り組まなければならない疾患だと考えている。

しかしながら、現在指定されている一類感染症は新型インフルエンザ感染とは感染経路が違う。新型インフルでは飛沫感染、空気感染を主な感染ルートとしているが、一類感染症は血液や体液などの直接的な感染が主な感染経路とされている。

ただ、一たん入ってしまうと大変なことになるのは十分認識しており、他府県においても危機管理意識は十分に持っているので、まずは新型インフルエンザを中心とした府県域の交流をし、その後、一類感染症も含めて問題提起をしていきたい。

【関西広域救急医療連携計画】

(委員) 取り組むべき事項の中に、医療の連携が入っている。そこで、消防法が一部

改正された。なぜ改正されたのかというと、いわゆる圏域において搬送先がなかなか見つからないことから傷病者のたらい回しが頻発する状況になってきたため。

今の地方自治体の枠組みでは、都道府県が取り組むべき課題ということになる。ただ、これは大阪府だけで取り組めばいいという問題ではなく、こうしたものが発展していったら、医療の連携につながっていくのだと考えている。

そこで質問だが、傷病者の受け入れは、もう圏域だけで十分担い切れない。診療科によっては全く存在しない圏域もあるし、そうなれば圏域を越えた連携、もしくは府県域を越えた連携が必要となってくる。まさしくこれが広域的な連携に発展していくと考えているが、府の見解は。

(答弁) 関西広域連合の設立当初の事務として定められている広域医療連携において、具体的な課題として検討しているのは、ドクターヘリについての府県域を越えた連携や協力体制である。その他の医療連携については、現在府県間で具体的なイメージを共有できていない。今後ドクターヘリの活用について議論を進める中で、必要に応じて検討されていくものと考えている。

消防法改正に係る実施基準の検討を含む救急医療の体制、あるいは周産期医療などの医療体制の確保に関しては、まずは都道府県が主体となって体制の確保に努めるということの基本としているものであるが、関西広域連合における議論では、そのことを前提に広域でどう補完していくべきかという観点でこれから検討していくものと考えている。

(委員) 奈良県は不参加であるが、奈良県だけのエリアを抜いて、どういうふうにも新型インフルエンザを包括的に封じ込めるのか。例えば人の移動の制限とか、地域の立入禁止とか、学校の休校の要請とか、本当に効率的な、効果的な医療計画、新型インフルエンザの拡大防止策がとれるのかどうか非常に疑問。

この分野に関しては、メリット、デメリットではなく、半強制的にでも同じテーブルに着いてやらしてもらわなければならない。橋下知事は、近畿ブロック知事会議などで、嫌われ役を買ってでも奈良県の知事を説き伏せ、絶対参加させて、関西広域連合に参加する府県民の命を守っていく、健康を守っていくという意気込みでやってほしい。

○八重樫善幸委員

【広域連合議会について】

(委員) 広域連合が提案された次の段階で、議会ができるまでの流れ、手続、スケジュールについて聞きたい。

(答弁) 広域連合は設立申請に対する総務大臣の許可があった日をもって設立になる。

設立後、早急に構成府県の知事の互選で広域連合長を選出する必要がある。

それと同時に、構成府県の各議会で広域連合議会議員の選出選挙をしていただくことになる。

その後で第1回の広域連合議会を開催し、広域連合として直ちに定める必要のある広域計画あるいは条例、連合議会の規則などの審議に入る。

(委員) その広域連合議会は、どういった権限を持っているのか。

(答弁) 広域連合議会の持つ権能については、基本的には都道府県議会と同様であり、広域連合の管理運営に係る重要な意思決定を担うことになる。

具体的には広域計画の議決、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定、選挙管理委員会委員の選挙、監査委員の選任同意などの権限を持つ。

(委員) 現在の計画だと、非常に小さな仕事からスタートするということだが、設立後、事務事業をふやしていくときの手続について聞きたい。

(答弁) 一つは、構成府県の側から府県の事務を新たに広域連合に切り分ける場合がある。このときは、構成府県議会の議決を経た上で規約を変更し、総務大臣の許可を得る必要がある。

もう一つは、広域連合の側から、構成府県に対して府県の事務を新たに切り分けるよう、広域連合議会の議決を経て規約の変更を要請することができる。ただし、規約の変更には、構成府県議会の議決を経た上で総務大臣の許可を得るという手続が必要になる。

(委員) 国からの権限移譲を受ける場合はどういった手続になるのか、確認したい。

(答弁) 国がみずからの権限に属する事務を広域連合に移管する場合については、必要な法改正を受けて広域連合長が直ちに規約の改正を行い、総務大臣に届け出を行う。

ただし、事務の拡大に伴い連合議会の組織などを変更する必要がある場合、構成府県議会の議決を経た上で規約を変更し、総務大臣の許可を得る必要がある。

それから、広域連合長からは国の行政機関の長に対し、その事務の一部を広域連合に移譲するように、広域連合議会の議決を経て要請することができる。

国が要請にこたえて事務を移譲する場合には、必要な法改正を受けて広域連合長が直ちに規約の改正を行い総務大臣に届け出を行うといった手続をとることになる。

(委員) 最後に、将来広域連合がその機能を拡大していき、国の出先機関の機能の多くを受けるといった段階に至ったとき、このような少数の議会ではなかなか十分な議論が尽くせない。将来的には当然委員会もつくって議論をしていかななくてはならないと思うが、この議会構成を拡大していくときにはどうしたらいいか、確認したい。

(答弁) 広域連合議会の組織、構成等については、将来の広域連合の機能拡充に応じで見直していく必要があると考えている。

そのため、規約案の中に、国からの権限移譲に伴い広域連合の体制を強化する必要がある場合には、議会の構成等について検討を行い、必要な措置を講じる旨を規定している。

(委員) 議会について何点か確認をさせていただいた。本日の議論の中でも、各会派ともおおむね賛成の方向だと思っている。また他府県の議会でもほぼこの議員定数についてはコンセンサスを得られていると聞いている。

設立当初はかなり事務事業が少ないという現状と、また今想定される年間予算も5億程度ということで、最初から大きな議員定数を構える必要はないとも思うが、20人のうちの5という大阪府の割り振りは妥当な線だと思う。

しかし、将来どんどん仕事が増えていって、移譲も進むようであれば、当然の帰結として、住民の意思を的確に反映するという点では、議員定数も見直しを行わなければならない。この点についても今回の議論の中で報告の中に入れるべきではないかと申し上げておく。

最後に、先ほど、なぜこの広域連合の設立が遅れているのかという議論があった。私は皆さんの意見とは違う感じを持っていて、今までおくれてきた原因が、知事の道州制の一步だという発言であるとか、府の方針に道州制が入っているとか、そういうことを理由に各議会が反対しているとかというような報道があるようだが、それはほんとの障害にはならないのではないかとと思っている。

なぜなら、たとえこの事務事業がだんだん広域連合で膨らんでいって、予算も膨らんで、どんなに中身が増えていって道州制につながるような大きな組織になったとしても、そのまま将来的にこの広域連合が道州制に突然変わることはあり得ない。広域連合は、あくまでもその構成団体の中で議論をして、事務事業をふやしていこうと決めるところであるから、道州制に移行するというような議論が、この広域連合の議会に出るはずもないし、そういう権限もない。

私は以前から道州制という話は封印すべきだと言ってきたが、ほんとにこの広域連合を進めるのであれば、発展的に道州制にはならないということをきちんと理解してもらって、進めるべきだということを申し上げておく。

○阿部 誠行委員

【広域連合検討の経緯】

(委員) 平成19年度府民意識調査の結果を見ると、府政で特に力を入れて取り組んでほしいことは「安全なまちづくり」、「保健医療体制の整備・健康づくり」、「高齢者対策」、「雇用対策」の順。同じ府民意識調査の中で「国際空港などの都市基盤施設整備」、「大規模な国際会議や国際イベントの開催」、「海外から観光客を受け入れる基盤整備やプロモーション活動の充実」は割合が低い。

府県域を越えて担わなきゃならない課題があり、そのために広域連合が必要

だと考える前に、大阪府が広域自治体として憲法や地方自治法で求められている役割、広域行政あるいは連絡調整行政とか補完行政、こういうものについて地方自治法の本旨、団体自治や住民自治の立場に立ってきちんと検証する必要があるのではないか。

(答弁) 住民の皆さんにとってみれば、自分に身近なことでサービスが充実すればいいというのは、当然のことであると考えている。

ただ、関西広域連合というのは、今の府県の枠の中ではなかなか難しいこと、あるいは府県を越えて皆で行ったほうがよりいいもの、こういうことをやっていこうという仕組みづくりである。

(委員) 本委員会の前の広域自治制度調査特別委員会でも議論になっているが、このような問題の立て方は逆ではないか、本末転倒ではないのか。府民の願いや広域自治体として果たすべき役割、課題、そこから考えていくべきではないのか。市町村でできないものは都道府県で、さらに都道府県で困難なものは国という、補完性の原理で問題を立てていくべきではないのか。

(答弁) 当然一番身近な基礎自治体である市町村がやるということが第一であり、基礎自治体でできないことは府県、府県でできないことは国がやるという形で地域主権についても考えていこうということになっている。その中で、府県を越えるような大きな課題については、それを越える枠組みをつくりそこで取り組んでいきたい。

(委員) 府県としての果たすべき役割はしっかりやっていこうということ。しっかりやれてないところへの要望、求めが大きい。ほんとに大阪府が果たすべき役割を果たしているのか。これは検証する必要がある。

この広域連合調査特別委員会でも、大阪府について十分検証して、十分これでやれているが、府県を越えて広域で取り組まなければならない課題についてはまだやれていない。だから広域連合が必要であるという説明がきちんと府民にできないといけない。その点での検証は、できてないと指摘をせざるを得ない。

もう一つは、この関西広域連合構想そのものが、関西財界主導であり、府民不在と指摘せざるを得ない。この点はどうか。

(答弁) 財界主導との指摘については、設立案の検討は関西広域機構の分権改革推進本部でやっており、実際には副本部長である井戸兵庫県知事を中心に関係府県で進めている。そういった意味では決して財界主導ではないと考えている。

(委員) もともと2002年5月に関西7経済団体が産業競争力会議というものを設置し、2002年12月に出した報告書の中で、関西州の創設に向けた合意形成の促進を掲げている。さらに組織名称を変えながら、2007年7月に関西広域機構を設置して、検討から設置への準備を始めるとなっている。

どこにも府民的な合意を得るための府民参加だとか、大阪府議会がその過程

で入ってきて議論するなどの形がない。財界主導じゃないと言っても、事実に見ればそうなるではないか。

今ほんとに求められているのは、現状の都道府県制で、その権限や財源をきちんと充実させていくことではないか。同時に、市町村とそれを補完する地方自治体間の水平連携、さらには都道府県と市町村、この垂直的な補完、こういうものを多層的に組み合わせて課題解決に取り組むことが合理的な方策ではないか。

(答弁) 各府県がそれぞれの行政をしっかりとやっていくこと、それから水平連携あるいは垂直補完ということもしっかりやっていく、多層的にやっていくということは大事なことだと思う。

その一つとして広域連合という制度があるので、この制度を活用して府県を越える課題について皆で取り組んでいこうというのが趣旨である。

(委員) 都道府県の果たしている役割、あるいは今後のあり方についても、もっと議論しなければならない。9月の提案とのことだが、余りにも時期尚早、さまざまな問題を含んでいるということを指摘しておく。

○富田 健治委員

【他圏域での広域連合の動き】

(委員) 複数府県による広域連合は前例がない。これは一体なぜなのか。それと、現在ほかのブロックで府県間での広域連合の設立を検討しているところの状況を含めてお答えいただきたい。

(答弁) 京都府地方税機構という府県と市町村による広域連合の例はある。ただ、複数の府県による広域連合の設立は、今が全国初の取り組みとなっている。

有識者の方からは、実際に複数の府県が共同処理しなければならない事務というのが今まで余りなかったのではないかという指摘がある。

他府県の事例として、関西以外では首都圏の9都県市で環境に特化した広域連合設立の方向で議論が進められている。また、九州ブロックの各県の間でも、広域連合の設立について議論が始まったと聞いている。

【都道府県の権能との重複】

(委員) 広域連合とそれを構成する都道府県の権能がぶつかり合うことはないのか。

広域連合にも議会があり、都道府県と同様に条例の制定ができる。広域連合が都道府県条例と同一の事項を対象に条例を制定した場合、矛盾はしないのか。

(答弁) 広域連合が処理する事務は、一つには各府県から切り出し、持ち寄って共同処理する事務がある。それから、もう一つは、各府県では単独で処理できない事務で、広域連合で新たに実施する事務に大別される。したがって、基本的に

は広域連合とそれを構成する府県が同じ事務を処理するというのではない。

また、構成府県から広域連合へ切り出された事務については、構成府県の権能から除外されるので、その事務に関する構成府県の条例あるいは規則がある場合、通常は廃止の手続をとることになる。

【道州制のイメージ】

(委員) 大阪府としては広域連合が道州制へのステップとして有効な手段だといっているが、その道州制のイメージとは。

(答弁) 道州制は、決まったものがあるわけではないが、例えば平成18年2月に公表された第28次地方制度調査会答申では、市町村合併の進展、県を越える広域課題の増大、さらなる分権改革の担い手といった現行都道府県の課題に取り組むため、国の役割を重点化して、内政は広く地方公共団体が担えるように、地方公共団体として都道府県にかえて設置をされるものとされている。

当然、導入に当たっては、国の政治行政制度とも密接に関連するなど広範な検討課題があるという指摘がなされている。

一方、この関西広域連合については、現行制度を前提としたもので、従来の府県が併存すること、独自の課税権がないなどの点で道州制とは異なる。

(委員) 道州制は、自治法の改正だけでできるという判断でいいのか。憲法93条までいかなくてよいのか。

(答弁) さまざまな考え方があつた。連邦制のような道州制を志向するなら憲法問題も検討しなければならない、という考え方もあつた。

(委員) 広域連合と道州制は、制度的に大いに違ふが、広域連合の機能を充実し、また組織も拡充していく中で、道州制に近い姿をつくることはできるのではないか。国の出先の機能を包括的に受けて、連合長や連合議会を直接公選で選ぶような段階になれば、課税自主権をどうするかということも出てくる。そうなればおのずと道州制実現に向けた法改正への機運も醸成されてくる。醸成というのは、1日、2日でできない。じっくり時間をかけて議論も重ねたというのが、醸成という日本語だと思つている。このことを念頭に、関係府県と十分に連携しながら、段階的に1歩ずつ着実に歩んで行つてもらいたい。

○西村 晴天委員

【知事の政治手法】

(委員) 現在にいたるまで、設立の計画案をはじめその他のことについても、府議会としては何の意見も言っていないに等しい。突然どこかでそれが決められてきて、そして今後近い将来、議会として可否を判断しなければならないという。これは議会の審議として、常識から外れているのではないか。このようなやり

方はいかがなものか。

(答弁) 設立案等について、知事会で理事者間で合意したという言い方をしているが、これはあくまで理事者間で調整して合意したものであり、それをたたき台にして各府県議会に諮りたいということで、事前の説明させていただいた。

(委員) 我々のわからないところで設立案がつくられていくようなやり方について、大阪府庁内としてはそういうことをどこかで決めたのか。

(答弁) 審議の仕方として、例えば各県ごとに議会から出された意見を持ち寄って案をつくるというやり方もあろうとは思っている。

一方で、今回のように、まず理事者のほうでたたき台をつくった上、議会での意見を案の中に反映をしていくという、二つのやり方がある。今回は関係府県とできるだけ速やかに設立するため、理事者側で案をつくって議論いただいたほうがスムーズにいくのではないかと考え、このようなやり方としている。

(委員) 大阪府の庁内、理事者側の意思としてそのようなことを決定していくというのは、ある意味では二元代表制での議会軽視ではないか。

本来、理事者側と議会とで意見がまとまったものを大阪府として意思表示すべきではないのか。議会はこの問題についての意思を何も発言していない。だから、京都府も一緒。各府県の議会で、意見がまとまらないという話ではないか。

一番心外なのは、ある新聞記事で、「しかし議会との調整に難航し、6月にも提出するはずだった設立議案の提出は各府県で先送りされている。」と書かれている。

議会から遅くしろと言った覚えはない。なぜこのような記事になるのか。これでは議会が悪者ではないか。このようなやり方はおかしいのではないか。もっと二元代表制を尊重し、大阪府として意見を他府県に言うのであれば、府議会の意見も聞き、理事者と意見交換をしながらやるべきだと思うが、どうか。

(答弁) 決して二元代表制で議会を軽視しているということではない。案をつくったその都度議会から意見をいただき、より熟度をアップし、完成形に持っていくよう努めているので、その点は御理解をいただきたい。

(委員) そうやって議論してきたものを府議会で議論するにも相当な時間が必要。

例えば、設立当初に行う事務として事務概要に挙げられている広域防災、災害発生時の相互応援体制の強化、海外観光プロモーションの実施、関西広域観光ルートの設定。こんな項目だけ挙げられても、簡単には了承できない。財政的にどれだけの影響があるのか、あるいはその事業をやることによって大阪府として財源的なことも含めてどれだけメリットがあるのかを示してもらい必要がある。

(答弁) 財源的なことに関しては、例えばドクターヘリについては、広域的にやることによって今よりも各県の負担等は少なくなるだろうと考えているが、それ以

外のものについては、これからの検討だと考えている。

(委員) 私が言っているのは、概念的な話。9月議会にこれを提案された場合、例えばドクターヘリの広域連携でどれだけ経費が節減できるのかという質問に対応できるのか。

もっと整理をして、今までの議論、経過のこまかい情報を議会に提示してもらわないといけない。そうしないと議会ではイエスかノーかの答えは出せない。少なくとも私は議会の一人として、答えを出せないということを申し上げておく。

それからもう一つ、府民の立場から見た広域連合を設立する必要性、あるいはメリットについて整理した上で示していただきたい。この問題については、これから議論が始まるということを申し上げておく。

第8回 平成22年12月13日 (月)

委員会最終報告書の内容について審議した。

4 主な提言・提案の取りまとめ

本調査特別委員会設置後、関西広域連合関連議案が提案された場合の付託先について議論されてきたが、平成22年6月の議会運営委員会理事会において、議案審査は総務常任委員会に付託することが了承された。

本委員会としては、関連議案審査がなされる際の参考となるよう、9月に中間報告書を取りまとめた。

このような中で、平成22年9月定例会に関西広域連合の設置に関する件及び関連補正予算案が提案された。代表質問、一般質問、総務常任委員会における質疑が行われた後、10月27日に関連議案は可決された。参加府県の議決もすべて得られたことから、他府県とともに11月1日に総務省に対し、関西広域連合設置許可申請が行われ、12月1日には設置許可が下り、正式発足となったところである。

これまでの議論に加え、9月定例会での質疑を踏まえながら、示されたさまざまな提言・提案を下記の項目に従ってとりまとめ、本委員会の提言・提案とする。

- 1 広域連合の組織
- 2 地方自治のあり方
- 3 府民への周知
- 4 具体的な事務

1 広域連合の組織

- 奈良県及び政令指定都市等当初は参加を見送った団体の参加を促し、関西が一丸となった地方分権の受け皿となる体制づくりをすること
- 政策をしっかりと切り分け、関西広域連合で実施するものは人員・財源をあわせて府県から広域連合に移し、三重行政、四重行政とならないようにすること
- 広域連合議会の各府県への割当てについて、設立時には人口割合の少ない県に配慮する必要があると思われるが、今後の事務事業の増加等により連合議会の議員定数を増やす際には人口割合を考慮した割り当てとなるよう求めていくこと

2 地方自治のあり方

- 広域連合で国からの権限移譲を受けることを目指しているが、単に行政をスリム化して、効率化していくという議論とは別の問題がある。こんなは

ずではなかったというようなことにならないよう、十分点検しながら進めること

- 広域連合と道州制は制度的に大いに異なるが、広域連合の機能を充実し、また組織を拡大していくなかで、道州制に近い姿を作ることは可能。国の出先機関の機能を包括的に受け、連合長や連合議会を直接公選するような段階に至れば、自ずと道州制実現に向けた法改正への気運も醸成される。関係府県と十分連携しながら、一歩ずつ着実に進めること

3 府民への周知

- 関西広域連合の設立案について府民意見の募集を行った際、寄せられた意見が非常に少なかったなど、府民への周知が十分なされていたとは言い難い。府民への周知については設立後も引き続き努力すること

4 具体的な事務

- 発足時の事務として、救急医療の連携があるが、医療資源は偏在しており、大阪が一方的に受け入れ側に回るという懸念がある。大阪府内も医師不足等で十分な体制が築かれているとは言えず、他府県からの救急患者受け入れにより、地元の対応に支障が出ないようにすること
- 広域的な新型インフルエンザ対策の検討・実施が予定されているが、新型インフルエンザだけではなく、一類感染症についても今後、広域連合で取り組むことができないか検討すること

5 委員会設置要綱

大阪府議会関西広域連合（仮称）調査特別委員会設置要綱

（平成21年5月29日議決）

1 名 称

関西広域連合（仮称）調査特別委員会とする。

2 設置の根拠

地方自治法第110条及び大阪府議会委員会条例第5条による。

3 目 的

平成21年中の設立を目指すとされる「関西広域連合」（仮称）について、府民からの視点に立ったものとするため、同連合のあり方に関して総合的に調査検討及び提言を行う。

4 定 数

委員定数は、20人とする。

5 調査等の期間及び閉会中の調査等

調査又は審査の期間は、概ね2年とし、閉会中も調査等を行うものとする。

6 委員名簿

(◎=委員長、○=副委員長)

会 派 名	氏 名	備考
大阪維新の会大阪府議会議員団	西 恵司	
	井上 哲也	
	中野 隆司	H22.5.14～
	青野 剛暁	H22.4.12～
	古川照人	H22.4.12～
	中野 まさし	H21.5.29～H22.4.12
	大橋 一功	H21.5.29～H21.10.27
	阿部 賞久	H21.10.27～H22.4.19
自由民主党大阪府議会議員団	○ 宗清 皇一	
	花谷 充愉	
	畠 成章	
	若林 まさお	
	橋本 昇治	
民主党・無所属ネット大阪府議会議員団	◎ 井上 章	
	富田 健治	
	西尾 佳晃	
	ウルシハラ周義	
公明党大阪府議会議員団	光澤 忍	
	西村 晴天	
	八重樫 善幸	
	池川 康朗	
日本共産党大阪府議会議員団	阿部 誠行	
	小松 久	
府民ネットおおさか	高辻 八男	H21.5.29～H22.4.12 H22.4.19～H22.5.14